

# 鯖江市社会福祉協議会 強化計画

計画期間 令和元年度～令和4年度

鯖江市社会福祉協議会

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2	鯖江市社会福祉協議会の使命・・・・・・・・	2
1-3	鯖江市社会福祉協議会の経営理念・・・・・・・・	3
1-4	鯖江市社会福祉協議会の組織運営・・・・・・・・	4
1-5	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1-6	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1-7	計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	7
<b>第2章</b>	<b>法人運営の基盤強化</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2-1	組織体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	役員体制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	事務局体制の改善・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	組織の基本的業務の適正化・・・・・・・・	9
4	新たな課題へ挑戦する社協づくり・・・・・・・・	11
2-2	財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	会員・会費制度の拡充・・・・・・・・	12
2	寄附金の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	公的財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4	民間財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5	収益事業の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・	14
6	経費節減・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7	財務分析・経営分析・・・・・・・・	15
2-3	事業実施基盤の強化・・・・・・・・	16
1	情報発信力の強化・・・・・・・・	16
2	連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・	16
<b>第3章</b>	<b>社協としての地域福祉活動計画推進の強化</b> ・・・・・・・・	18
3-1	社協の重点事業・重点検討事項・・・・・・・・	18
1	重点事業の実施・・・・・・・・	18
(1)	ご近所福祉ネットワーク活動の推進・・・・・・・・	18
(2)	地区社会福祉協議会活動の活性化の研究・実施・・・・・・・・	20
(3)	福祉委員制度の円滑な運営・・・・・・・・	21
(4)	ボランティア活動(ボランティアセンター事業)の推進・・・・・・・・	22
(5)	災害ボランティアセンターの活動推進・・・・・・・・	23
2	重点事項の検討・・・・・・・・	24
3-2	第3次鯖江市地域福祉計画施策体系と市社会福祉協議会の事業・・・・・・・・	26
<b>第4章</b>	<b>計画の推進</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	39
4-1	進行管理・評価体制の構築・・・・・・・・	39
<b>資料編</b>		
資料1	鯖江市地域福祉活動計画等策定委員会委員名簿・委員会開催状況・・・・・・・・	41
資料2	全国社会福祉協議会の主な三交指針・本社協の計画・・・・・・・・	42
資料3	職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	43
資料4	貸借対照表の推移・・・・・・・・	44
資料5	第3次地域福祉計画アンケート一般市民の意見・・・・・・・・	45
資料6	策定委員・地域支え合い推進員・地域包括サブセンターアンケート結果・・・・・・・・	49
資料7	活力ある職場づくりに関する職員意識調査・・・・・・・・	55

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

近年、社会福祉協議会（以下「社協」という。）を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。少子高齢社会の進展による認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、中高年の引きこもりや孤独死の誘因となる社会的孤立、児童等への虐待、所得格差を背景とした生活困窮者の増加、大規模災害への対応など、社協が向き合わなければならない地域の生活課題は複雑多岐にわたり、しかも深刻化しています。これらの生活課題を公的サービスだけで解決するのは、事業運営上も費用面においても困難となっています。

一方、福祉サービス・活動の担い手も、従来の自治体や社会福祉法人のほか、NPO法人や民間企業、ボランティア、一般市民と多様化しています。

このような社会状況の中で、地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担う社協の役割はますます重要となっています。社協が地域の身近な存在として市民の期待に応えていくためには、従来からの事業の実施に終始することなく、社会状況の変化と市民ニーズの変化を敏感にキャッチし、社協とそこに従事する職員がそれらの変化に対応する力量を保有し、新たな施策や経営のあり方にチャレンジすることが強く求められています。

特に、行政の福祉施策の充実とともに、地域住民がともに支え合いながら地域福祉活動を展開していくことが求められています。そうした中で、社協は一人ひとりの生活課題を地域の課題としてとらえ、人と人、人と地域を有機的につなぎ、新たな支え合いの仕組みづくりを行いながら、解決に取り組みます。「新・社会福祉協議会基本要項」では、住民の自主的な活動への参加と組織化の推進（地域組織化活動（コミュニティオーガニゼーション）など、「住民活動主体の原則」に基づいた社会福祉協議会の活動のあり方を明らかにしています。

本社協は、今まで以上に、時代に即した社会福祉協議会、市民に信頼される社会福祉協議会になるよう、現在の組織や財政基盤及び活動を見つめ直し、変革にチャレンジしていくため、今回、「社会福祉協議会強化計画」を策定することとしました。

また、社協が市民や各種団体に呼びかけて策定する民間分野の地域福祉推進のための計画である地域福祉活動計画については、平成30年度で第3次計画が期間満了となりますが、今後市が策定する地域福祉計画と一体的に策定することとし、今回は次期地域福祉活動計画の策定をしないこととしました。そこで、本社協も参画して市が策定した「第3次鯖江市地域福祉計画」の中から市民や民間団体の役割を定めた施策の一覧に本社協の事務事業を表示したものを添付するとともに、重点実施事業や重点検討事業を定めることとしました。

なお、この計画の名称は「鯖江市社会福祉協議会強化計画」とし、「ニッポン1億総活躍プラン」で提唱した「地域共生社会」の実現と「福祉のまちづくり」を推進していきます。

### 新・社会福祉協議会基本要項（全国社会福祉協議会・平成4年4月策定）

#### 1. 社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会は、

- ①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整 5 および事業の企

- 画・実施などを行う、  
④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

## 2. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 【住民ニーズ基本の原則】
- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 【住民活動主体の原則】
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。 【民間性の原則】
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 【公私協働の原則】
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 【専門性の原則】

## 1-2 鯖江市社会福祉協議会の使命

**鯖江市社会福祉協議会は、鯖江市における地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。**

### 【解説】

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）地域福祉推進委員会策定の「市区町村社協経営指針（平成15年3月作成・17年3月改訂）」に基づき、上記のとおり定めた。

- 社会福祉法では「個人の尊厳の保持」「福祉サービス利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、同法第4条に「地域福祉の推進」を社会福祉の基本理念としている。
- また、同条において地域福祉の目的を「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営む」こと、「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるようにすること」としている。すなわち、差別や排除のない地域づくり、社会参加とノーマライゼーションに基づく福祉社会づくりをめざし、福祉を基盤にしたまちづくりをすすめていくことが地域福祉推進の目的といえる。
- こうした地域福祉推進の目的を具体化するために「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進していくことを鯖江市社協の使命とした。

### 社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

鯖江市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 住民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

【解説】

① 住民参加・協働による福祉社会の実現

- 住民参加・協働による福祉社会の実現とは、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現することである。
- 地方分権化の潮流の中で、近年のNPO法人をはじめとする市民活動が、市町村行政とのパートナーシップにより、地域の多様な課題の解決や福祉サービスの提供にあたるなど、住民参加・協働による新しい公共づくりの取り組みが広がっている。福祉課題は、それぞれの分野に共通する課題であり、こうした団体が福祉のまちづくりのための取り組みに参加することを促進することが重要である。
- こうした点を踏まえ、住民参加や協働にもとづいた福祉コミュニティづくりやそれを通じた市民参画型福祉社会の実現を、社協の経営理念として位置づけた。

② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

③ 地域に根ざした総合的な支援体制の確立

- 「地域における利用者本位の福祉サービスの実現」とは、地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現することであり、「地域に根ざした総合的な支援体制の実現」とは、地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動を含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労等のあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備することである。
- 地域福祉推進の目的を達成するには、福祉サービスが自立支援や利用者の立場に立った質の高いものであると同時に、地域住民に密着したところでの「福祉の総合化」を図ることが必要である。さらに、その取り組みを通じて地域住民の福祉意識の醸成を図ることが重要である。

④ 福祉課題の把握と先駆的事业の開発へのたゆみない挑戦

- 「地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦」とは、制度の谷間にある福祉課題や社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦することである。

- 先駆的な取り組みは、日頃の活動を通じて福祉課題を把握するとともに、地域全体の課題として提起し、多様な事業展開に結びつける努力が不可欠である。このことは、社協の大きな役割であることを認識しなければならない。

## 1-4 鯖江市社会福祉協議会の組織運営

鯖江市社会福祉協議会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命及び経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ② 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

### 【解説】

- 鯖江市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性に基づく組織運営が求められる。
- したがって、組織運営にあたっては、第1に、地域に開かれた組織として社協運営の透明性と中立性、公正さの確保を図り、事業や財務内容の公開を積極的に行うとともに、説明責任を果たすことが求められる。
- 第2に、事業の実施にあたって、地域の広範な団体と協働し、徹底した住民参加により進めることが求められる。
- 第3に、経営について責任ある組織的な判断を可能とするために、事業の効果測定やコスト把握などを行い、適切に事業評価を行うことが求められる。
- 第4に、全ての社協の役職員は、高い倫理意識を保持し、日頃から、法令等を遵守してルールを守った活動を行うことが必要である。いわゆる「法令遵守」とは、法律や政・省令に加え、通知や条例、諸規則、各種規程類のほか、倫理、社会規範、モラル、マナーなど、社協が社会的な評価・信頼を得るために必要なルールすべてを、日常のあらゆる活動において役職員が遵い守ることを指す。法令遵守は地域からの信頼を得るために最も重要な事項である。

## 1-5 計画の位置付け

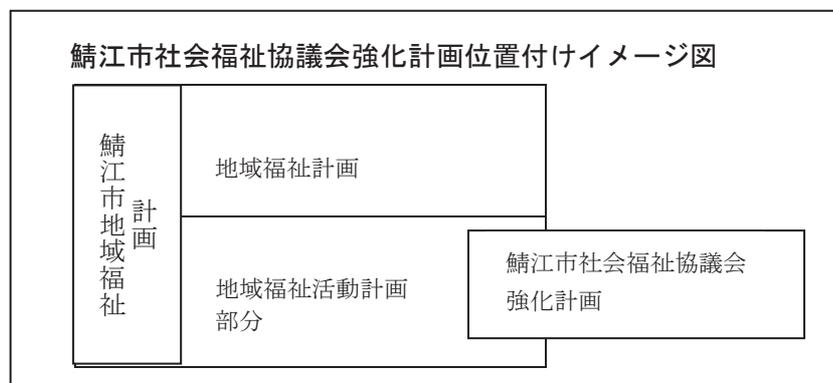
地域福祉推進のための基盤や体制を定める「地域福祉計画」と、住民や民間団体の活動の方向性を定める「地域福祉活動計画」は、密接に関係するため、一体的に策定する自治体も出てきています。

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画年度とする「第 2 次鯖江市地域福祉計画」においては、地域福祉を推進するため、行政だけでなく、地域住民、福祉団体、福祉事業者等の地域福祉活動の方向性も示し、施策も定めています。地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した構成と内容となっており、現在施行されている「第 3 次鯖江市地域福祉計画」（平成 29 年度から令和 3 年度を計画期間）も、同様の考え方を踏襲しています。

そこで、現行の「第 3 次鯖江市地域福祉活動計画」は、平成 30 年度で計画期間満了となりますが、「第 3 次鯖江市地域福祉計画」（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）における民間分野の活動に関する定めを地域福祉活動計画とみなし、本書においては、民間分野の地域福祉活動計画の部分を一覧表にして明示しました。

なお、次期の「第 4 次地域福祉計画」においては、鯖江市地域福祉計画と鯖江市地域福祉活動計画を一体的に策定するよう市と協議します。

また、今回策定する「鯖江市社会福祉協議会強化計画」においては、鯖江市社会福祉協議会の組織体制、財政基盤、事業実施基盤の強化と地域福祉活動において重点的に実施したり、検討したりする事業を定めました。



《参考》

### (1) 地域福祉計画

平成 12 年に改正施行された社会福祉法に基づいた行政計画です。地域福祉推進の主体である「地域住民」の参加を得て、一番身近な行政組織である各市町村が地域福祉推進のための基盤や体制について定めたものです。

鯖江市においては、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 1 次鯖江市地域福祉計画」、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 次鯖江市地域福祉計画」、そして現行の計画として、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間を計画年度とする「第 3 次鯖江市地域福祉計画」が策定されています。

### (2) 地域福祉活動計画

法律によるものでも義務化されたものでもありませんが、行政で策定される「地域福祉計画」を計画的、効率的に推進していくために、住民や民間福祉団体で策定される「地域福祉活動計画」が必要であると考えられるようになりました。

この「地域福祉活動計画」は、社協の活動計画ではなく、民間相互の協働計画で、社協を中心としながらも地域住民、福祉団体、福祉事業者等のこれからの地域福祉活動の方向性を示したものであり、それぞれがこの計画の趣旨を念頭に活動を展開し、有機的に結ばれることにより、地域福祉が一層充実するものと考えられています。

本社協においては、第1次計画（平成9～13年度）、第2次計画（平成20～24年度）、第3次計画（平成26～30年度）を策定しました。

### （3）社会福祉協議会強化計画

社協を取り巻くさまざまな変化に対応するために、各社協が将来のビジョンを明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、それに計画的に取り組めるよう具体的方法を定めるものです。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
鯖江市地域福祉計画	第2次鯖江市地域福祉計画			第3次鯖江市地域福祉計画					
鯖江市地域福祉活動計画	第3次鯖江市地域福祉活動計画								
鯖江市社会福祉協議会強化計画									

※ 令和元年度から令和3年度までは第3次鯖江市地域福祉計画における民間分野の活動を地域福祉活動計画とみなし、その活動を推進する。

※ 令和元年度から令和4年度までの鯖江市社会福祉協議会強化計画の中に、地域福祉活動計画における重点施策等を盛り込む。

## 1-6 計画の期間

鯖江市社会福祉協議会強化計画は、開始年度を令和元年度とし、目標年度を第3次鯖江市地域福祉計画の最終年度の翌年度である令和4年度までの4ヶ年計画とします。

ただし、計画策定年度の平成30年度においても、早急に実施すべき事務事業のうち、すぐに着手できるものは令和元年度を待たず実施しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画の推進	計画策定作業 計画予定一部実施	計画実施			

基本目標	施策の方向	基本的施策	施策
法人運営の基盤強化	2-1 組織基盤の強化	1 役員体制の見直し	(1)役員選出の透明化と各種機関会議のあり方の研究
		2 事務局体制の改善	(1)人材育成方針による人材育成 (2)職員のサービス向上意識、コスト意識、改革意識の高揚 (3)定期的人事異動 (4)組織内の情報共有の推進 (5)誇りの持てる組織づくり
		3 組織の基本的業務の適正化	(1)各種規程の見直し (2)会計事務の適正化 (3)適正な現金取扱い・通帳等の保管の確認 (4)適正な債権回収 (5)財産台帳の点検 (6)文書管理の適正化 (7)危機管理等のマニュアル作成
		4 新たな課題へ挑戦する社協づくり	(1)職員の意識改革 (2)職員の意見を聞く風土づくり (3)開かれた社協づくり
	2-2 財政基盤の強化	1 会員・会費制度の拡充	(1)住民会員制度の広報
		2 寄附金の拡充	(1)社協への寄附金の募集 (2)共同募金、歳末たすけあい募金の募集
		3 公的財源の確保	(1)市からの社協運営補助の増額要望 (2)市からの委託料の増額要望 (3)県社協委託料の増額要望
		4 民間財源の確保	(1)民間団体の補助の活用
		5 収益事業の拡充	(1)介護保険事業改正の経営分析と対応 (2)児童デイサービスの充実 (3)報酬の加算等への対応
		6 経費節減	(1)経費節約への努力 (2)見積合わせの徹底
		7 財務分析・経営分析	(1)財務分析・経営分析の実施
	2-3 事業実施基盤の強化	1 情報発信力の強化	(1)社協だよりの定期的発行 (2)ホームページの改修 (3)社協の事業説明書作成
		2 連携の強化	(1)市民参画・協働の促進 (2)市との連携強化 (3)県社協との連携強化 (4)福祉・保健・医療の専門機関やサービス事業者等との連携強化 (5)地域包括支援センター、地域支え合い推進員との連携強化 (6)地区社協との連携強化
地域の推進 地域福祉活動計画	3-1 重点事業・重点検討の実施	1 重点事業の実施	(1)ご近所福祉ネットワーク活動の推進 (2)地区社会福祉協議会活動の活性化の研究・実施 (3)福祉委員制度の円滑な運営 (4)ボランティア活動(ボランティアセンター事業)の推進 (5)災害ボランティアセンターの活動推進
		2 重点事項の検討	(1)事業のあり方や要否の検討
	3-2	第3次鯖江市地域福祉計画施策体系と市社会福祉協議会の事業	

## 第2章 法人運営の基盤強化

### 2-1 組織基盤の強化

「鯖江市社会福祉協議会の組織運営」の実現のためには、組織体制の強化は非常に重要です。また、平成29年4月施行の社会福祉法改正により、経営組織のガバナンスの確保・強化がより求められるようになりました。そこで、社会福祉法人のガバナンスとは、「法人が、利用者・職員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」ということとなりますが、今回の改正では「透明・公正な意思決定を行うための仕組み」が重視されています。

評議員会は、理事（会）を牽制・監督する作用が期待されていますし、理事（会）に求められる大きな役割は、①理事会での意思決定が不透明・恣意的に行われていないかの監督、②理事会での意思決定に基づいた業務執行を理事長（会長）等がしているかの監督、③権限を委任した理事長（会長）等の意思決定および業務執行が不透明・恣意的に行われていないかの監督です。監事は、理事（会）の内部統制システムが稼働しているか監視・検証する必要があります。

理事会や評議員会はそれぞれの機能を十分果たし、理事・監事・評議員は責任感とビジョンを持ちそれぞれの役割を全うすることが求められています。

住民会員制度を採用している本社協においては、住民が社協運営に参画できる仕組みや直接意見を言える仕組みの構築が求められています。

事務局は、適正な事務処理を行うとともに、実務に携わる者として常に自分が携わる業務を改善すべきところがないか点検し、あれば改善していく姿勢が必要です。

#### 1 役員体制の見直し

##### 【現状と課題】

現在、理事12人、監事3人、評議員40人の構成となっています。社会福祉法の改正により、理事会の組織運営に係る意思決定や責任が強化され、牽制機能をもつ評議員会の役割が明確化されました。法人運営の透明化と高度化が求められています。

##### 【今後の施策】

##### （1）役員選出の透明化と各種機関会議のあり方の研究

- ① 役員の選出について、民主的な選出方法を研究します。特に住民会員制度を採用している観点から、住民が参画できる制度を研究します。
- ② 責任ある役員の職責を果たすため、役員報酬や費用弁償について検討します。
- ③ 評議員会の出席者が少ないため、その対策を検討します。

#### 2 事務局体制の改善

##### 【現状と課題】

平成25年度以降資金収支も赤字に陥るなど、苦しい財政状況を強いられており、職員の削減を行ってきました。今や最低限の職員数で業務を行っており、新たな課題に挑戦する余

裕を持ちづらいのも事実ですが、本社協には、新たな課題を発見しその課題に対応する組織、事業評価をする仕組み、そしてチャレンジ精神旺盛な職員が必要です。

人事異動が少ないこともあって、業務がマンネリ化しやすい側面があることも認識しなければなりません。

マナーや法令順守等職員としての基本的事項について定期的に研修することが必要です。

職員アンケートでは、給与や手当などの要望と併せ、情報提供の要望がありました。また、年休が取りやすいという意見もあり、引き続き職員の協力による快適な職場づくりが求められています。

## 【今後の施策】

### （１）人材育成方針による人材育成

- ① 人材育成方針を策定し、研修等への積極的参加及び開催を図ります。
- ② 人材育成方針の周知を図り、上席職員の認識を高めます。

### （２）職員のサービス向上意識、コスト意識、改革意識の高揚

- ① 職員のサービス向上意識及びコスト意識の高揚を図るため、係長会議等で財政状況を説明するとともに、市民・利用者本位のサービス向上意識の啓発を行います。また、目標管理制度の導入も検討します。
- ② 業務のマンネリ化防止のためには、職員が自らの業務を更に向上させることができないか常に検証する姿勢が必要です。業務の改革意識を啓発します。

### （３）定期的人事異動

- ① 業務のマンネリ化を防止するため、定期的に人事異動を行います。各分野で、どの程度の期間で異動するのが適当なのか研究を行います。
- ② 資格が必要な部署もあるので、資格取得にも積極的に取り組みます。

### （４）組織内の情報共有の推進

- ① 組織内の情報共有に留意します。特に総務関係の情報は、係長会議やメールにより円滑に提供するよう留意します。また、記録を残し、それを組織内で情報共有することも推進します。

### （５）誇りの持てる組織づくり

- ① 社協職員として誇りが持てる職場づくりを研究し、できることから実施します。

## 3 組織の基本的業務の適正化

### 【現状と課題】

組織の基本業務である例規関係、会計関係、職員の服務関係、危機管理等に改善が必要です。このことは、業務の水準低下の大きな原因となることから、市民を会員とする社会福祉協議会にとって非常に重要なことです。現在も点検、改善を図っていますが、引き続き改善を図っていきます。

## 【今後の施策】

### (1) 各種規程の見直し

現状と合わない規程が見受けられます。適正な例規は適正な業務を行う土台となるものであり、社会福祉法人の改正に対する対応も含め、早期に各種規程の適正化のための改正を図ります。

### (2) 会計事務の適正化

会計事務における組織の意思決定手続きが行政に比べると不備であり、高額な支出の場合は、事前に組織として支出を行ってもよいか、業者指名は適正かなどを点検確認する必要があります。会計事務の適正化を図ります。

### (3) 適正な現金取扱い・通帳等の保管の確認

- ① 市民やサービス利用者から現金を預かったり、団体の通帳を預かったりする場合の処理方法が適正かどうか確認し、不備な点があったら、取扱いの変更を行います。
- ② 金庫で保管している物品や金銭が長期間放置されることが無いよう定期的に検査します。平成 30 年度より実施していますが、引き続き実施していきます。
- ③ 普通預金の入金・出金は週に 1 回通帳のコピーを会計担当者から事務局長に渡すことをルール化しており、今後も継続します。定期預金等については、決算時も含め、年に 2 回程度確認します。

### (4) 適正な債権回収

善意銀行の貸付金や介護保険サービスの利用料等について催告書を送付しているだけという状況でした。また、時効期間が経過しているにもかかわらず、償却処理していない事例も多くありました。

そこで、平成 30 年度から家庭訪問による納付催告や債権回収、行方不明者には戸籍や住民登録の調査を行い催告を行うようにしており、不良債権については償却処理を行いました。引き続きこれらの取組を実施します。

### (5) 財産台帳の点検

毎年、財産台帳に登載してある財産の存在を確認します。

### (6) 文書管理の適正化

公文書は財産であることをすべての職員が認識し、公文書の適正保管に努め、毎年、文書保存台帳への登載、廃棄等の事務を適正に行います。

### (7) 危機管理等のマニュアル作成

自然災害が全国的に多発する中、本社協においてもタイムライン等の考え方も取り入れ、実際に役立つ危機管理マニュアルとなっているか見直しを行います。

## 4 新たな課題へ挑戦する社協づくり

### 【現状と課題】

社協を取り巻く環境は変化しつつあり、マンネリ化した社協では、新たな課題に対応できませんし、市民の信頼も得られません。

常に自分の業務を点検し、見直すところは見直す社協を目指します。

### 【今後の施策】

#### (1) 職員の意識改革

市民の福祉向上のため、新たな課題の解決のため、考え、行動する職員を育成します。そのためには、職員の意識改革が必要であり、上席の職員が範を示すことも必要です。

#### (2) 職員の意見を聞く風土づくり

業務の水準を向上させたり、新たな課題に挑戦するためには、風通しのよい職場が必要です。上席職員は、部下の意見をよく聞くことが重要です。

また、働きやすい職場には職員の協調性が重要であり、職員間のコミュニケーションも重要です。そのことに配慮した職場づくりを検討していきます。

#### (3) 開かれた社協づくり

広く多くの住民が来訪しやすい開かれた社協づくりを目指し、施策を検討します。

本社協は、平成 24 年度に資金収支差額で赤字に転落し、以降赤字が継続しており、財政面の課題が大きい状況です。

この赤字は、平成 25 年 1 月に財政の見通しが不十分なまま、嘱託職員の正職化や前歴換算年数の大幅増加等を行ったことが直接の原因ですが、介護報酬の抑制や市からの補助が他の市町に比べて少ないことが根本的な原因です。

本社協は、赤字転落に伴い職員数の抑制等人件費の圧縮をしましたが、地域での競争力の低下や、職員の意欲の低下、サービスの質の低下を促進するという悪循環に陥ることが危惧されます。

社会福祉協議会の中核的な事業である地域福祉活動を推進するための事業はもともと「採算」という観念では考えられないものです。

社協は、他の社会福祉法人と比べて、地域社会・地域住民とのつながりが強い組織であり、しかも、社会福祉法人やボランティア団体等さまざまな機関・団体との連携・ネットワークにより事業を行なう極めて公益性の強い組織であり、経営戦略、組織戦略、マーケティングといった「経営管理」、各種サービスや活動の品質管理・工程管理等の「運営管理」、一般法令（民法等）や個別法令（社会福祉法、介護保険法）、各種の通知等を遵守する「経営法務」など幅広い観点の取組が求められています。

### 1 会員・会費制度の拡充

#### 【現状と課題】

社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会費は住民主体による経営体制を確立するための貴重な自主財源として位置づけられています。

会員には、区長を通じて世帯を単位に会費を依頼する「一般会員」と、企業や個人へ賛助会費を依頼する「賛助会員」があります。近年の納入状況をみると「一般会費（一般会員）」では、微減傾向にあります。平成 30 年度においては、歯止めがかかりましたが、一時的なものであり、全体的には微減傾向です。

要因として、町内会で町内会費の中からまとめて払うため、町内会の財政上抑制傾向になることが考えられます。また、「賛助会費（賛助会員）」は、各地区の地区社協で会社等に協力依頼と収納をお願いしていますが、負担感を訴える地区社協もあります。賛助会費の業務の見直しが求められています。

#### 【今後の施策】

##### （1）住民会員制度の広報

- ① 社協は市民を会員とした組織であり、社協の事業や役割に加え、住民会員制度を十分に広報し、住民の理解を深めることに努めます。
- ② 社協会費の全町内納入を確保するため、社協会費を納入していない町内については、納入を催促します。

## 2 寄附金の拡充

### 【現状と課題】

自主財源の確保という点や地域福祉へ参加する一方法であるという点から、寄附文化の醸成を図る必要があります。社協の財源が不足していることから、共同募金も含め、寄附金の確保を図る必要があります。

### 【今後の施策】

#### （1）社協への寄附金の募集

- ① 社協だよりやホームページ等で、社協への寄附金を募集します。
- ② 寄附金を基金で受け入れるか、一般会計で受け入れるか基準を定めます。
- ③ 大口寄附をいただいた方には感謝状を贈呈していますが、今後も時代に即した制度に改め継続します。

#### （2）共同募金、歳末たすけあい募金の募集

- ① 学校や企業とも協働し、共同募金や歳末たすけあい募金の募集を行います。
- ② 企業に呼びかけ、大口募金の増加を図ります。

## 3 公的財源の確保

### 【現状と課題】

社協本来の業務である法人運営や地域福祉の事業費は、市民からの社協会費と市からの補助や委託料を財源としていますが、本社協は、鯖江市からの補助額が極めて少ない状況です。社協自身も人件費の削減等努力をしていますが、それにも限界があります。社協は市民の財産であることから、市に対し相応の負担を求めていく必要があります。

市の委託事業については、一定程度改善はみられましたが、まだ赤字で受託している事業が見受けられる状況です。

県社協から委託を受けている生活福祉資金貸付事業及び日常生活自立支援事業の委託料は少なく、赤字となっています。

平成 29 年度末の貸借対照表を見ると、純資産が 1 億 2800 万円余で、平成 29 年度中に 1200 万円余減少していることから、危機的状況であることが見て取れます。

### 【今後の施策】

#### （1）市からの社協運営補助の増額要望

市と社協が車の両輪として市民の福祉向上に努力していく姿が本来の姿であり、市に対し、他市並みの社協運営補助を求めていきます。

#### （2）市からの委託料の増額要望

市の委託事業については、赤字での受託はしないという姿勢で、委託料の増額を求めていきます。

### (3) 県社協委託料の増額要望

県社協から委託を受けている生活福祉資金貸付事業及び日常生活自立支援事業の委託料が少なく、赤字となっているので、県社協に対し増額を要望していきます。

## 4 民間財源の確保

### 【現状と課題】

厳しい財政状況にある本社協にとって、民間財源の確保は非常に重要です。今までも、ボイラーの更新や車両の購入において民間団体の補助を受けてきましたが、更に積極的な活用が求められています。

### 【今後の施策】

#### (1) 民間団体の補助の活用

車両の購入や設備の更新において、民間団体の補助を積極的に活用します。

## 5 収益事業の拡充

### 【現状と課題】

介護保険サービスや障がい福祉サービスの提供事業者として、事業を実施しています。

経営状況を見ると、資金収支（キャッシュフロー）計算上は黒字ですが、減価償却費を含める事業活動計算書（企業会計の損益計算書に当たるもの）は、赤字の状況が続いています。

近年の介護保険の制度改正により、通所介護においては機能訓練を評価する報酬に改正され、訪問介護においては身体介護を評価する報酬に改正され、本社協にとっては、厳しくなることが想定されます。介護保険制度の改正にあわせ、また社会福祉協議会としての使命を考慮し、事業の方向性を検討し、健全経営を図らなければなりません。

児童デイサービスは、事業者によってサービスの質に格差があるということで、制度改正がなされています。サービスの質の向上を検討していきます。

### 【今後の施策】

#### (1) 介護保険事業改正の経営分析と対応

① 介護保険事業の収入分析や他の事業所の経営状況を把握するなどにより、介護保険事業の改正に的確に対応し、健全な経営を図ります。

#### (2) 児童デイサービスの充実

① 児童デイサービスの質の向上を図ります。

#### (3) 報酬の加算等への対応

① 介護保険サービスや障がい福祉サービスの加算については、研究し、請求可能なものは確実に請求します。

## 6 経費節減

### 【現状と課題】

厳しい財政状況にある本社協にとって、無駄な出費は避けるとともに、経費節減に努力することは非常に重要です。

### 【今後の施策】

#### (1) 経費節約への努力

① 不要不急の物品は購入しない、自分で修理できるものは自分で修理するなど、経費節減に努力します。

#### (2) 見積合わせの徹底

① 規程により入札すべきものは、入札を執行します。ただし、入札しなくてよい場合は、見積合わせを徹底します。また、指名業者は、賛助会費を納入又は大口募金を納入した業者とすることを徹底します。

## 7 財務分析・経営分析

### 【現状と課題】

赤字が継続している中で、財務分析や経営分析は非常に重要ですが、月々の執行状況等による把握は行っているものの、経営戦略につながるような財務分析・経営分析が必要です。

### 【今後の施策】

#### (1) 財務分析・経営分析の実施

① 財務分析や経営分析の手法を研究しながら、実施していきます。

### 1 情報発信力の強化

#### 【現状と課題】

平成 28 年 2 月に実施した第 3 次地域福祉計画策定のためのアンケートによると、社協の活動について大体知っている人が 12.2%、少し知っている人が 24.6%となっており、名前は聞いたことがあるがどんな活動をしているかは知らない人が 43.1%となっています。

困ったことが発生すると、解決に向けた情報が必要になります。社協として情報発信を積極的に行うことにより、社協の信頼も得られるものと思われます。

#### 【今後の施策】

##### (1) 社協だよりの定期的発行

社協だよりを定期的に発行し、お知らせや事業報告等を行います。

##### (2) ホームページの改修

タイムリーに市民にお知らせしたい情報を提供できるようホームページの改修を行い、情報提供の充実を図ります。これについては、平成 30 年度に改修を終えていますが、使用しての調整を行う必要がありますので、今後取り組んでいきます。

##### (3) 社協の事業説明書作成

- ① 平成 30 年度に本社協の事業説明書「鯖江市社協ハンドブック」を作成しましたが、引き続き毎年度作成します。

### 2 連携の強化

#### 【現状と課題】

地域福祉の推進は、社会福祉協議会だけでは到底できません。市民、各種団体、行政などと連携・協働して取り組むことが必要です。

#### 【今後の施策】

##### (1) 市民参画・協働の促進

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、福祉活動の担い手でもあります。みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくりの主体として、市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることを自覚することが大切です。

また、本社協は市民を会員とする組織であり、市民は会費を納めるだけでなく、適切な運営がなされているか監視することも必要です。

社協の役職員は、あらゆる活動に「住民活動主体の原則」が反映されているか確認する姿勢が必要です。本社協は、地域における身近な生活課題の発見と解決などに市民が主体的に参加し取り組んでいけるよう、適切な情報提供等により参加の促進を図ります。

## (2) 市との連携強化

地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と一体的に策定したものとみなすこととしますが、地域福祉活動計画の策定を本社協が放棄したわけではありませんし、地域福祉活動計画の推進や進捗状況の把握における本社協の役割が、少なくなったわけでもありません。

むしろ、本社協強化計画の中に地域福祉活動計画の中の本社協がもつ当面の大きな課題を「重点事業・重点検討事項」として明確化したことにより、より積極的に市社協の役割を果たしていこうとするものです。

地域福祉活動計画を実際に推進することを明確化するとともに、一体的に策定された「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を本社協が推進していく上で、今まで以上に市との連携が求められます。

## (3) 県社協との連携強化

本社協の業務の向上や人材育成においては、県社協との連携は欠かせません。

また、県社協の会議等に積極的に参加し、他の社協との交流や情報交換などを行っていきます。

## (4) 福祉・保健・医療の専門機関やサービス事業者等との連携強化

一人ひとりの要支援者を地域で支え、生活の質を高めていくためには、福祉・保健・医療が一体となったサービスを提供する必要があり、福祉・保健・医療関係の機関や専門職の連携に努めます。

特に、地域包括支援センターやそのサブセンター、公立丹南病院、県丹南健康福祉センター、障がい関係の機関、各種サービス事業者などの機関と、日常的な情報交換から専門的な連携まで協働体制を一層充実していきます。

## (5) 地域包括支援センター、地域支え合い推進員との連携

平成 29 年 8 月介護予防・日常生活支援総合事業により、市内全地区に第 2 層コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、第 1 層コーディネーター（市全域を活動対象）を本社協は受任しました。

各地区へのコーディネーターの設置は、福祉関係者の永年の悲願であり、地域福祉にとって新たな時代の幕開けを感じさせます。地域支え合い推進員は、地区社協の事務も一部担当していますので、本社協は今後更に連携を強化します。

## (6) 地区社協との連携

これからの地域福祉は、町内における地域福祉と地区における地域福祉が重要になっています。

地区社協間の定期的な情報交換や意見交換を行う機会を設定するとともに、市統一した事業については、積極的に地域に入って助言等を行います。

## 第3章 社協としての地域福祉活動計画推進の強化

### 3-1 重点事業・重点検討の実施

#### 1 重点事業の実施

##### (1) ご近所福祉ネットワーク活動の推進

###### 【現状と課題】

ご近所福祉ネットワーク活動は、平成 24 年度からの 5 年を計画年度とする第 2 次地域福祉計画の中で、重点事業として位置づけられたことから始まりました。

計画の中では、社協に「支え合いネット活動コーディネーター」を配置し、各町内に福祉部会を設置して要支援者の発見を図るとともに、支え合いネットチーム（支援チーム）を構築しようとするものでした。

その後、わかりやすい名称とするため、平成 24 年 6 月市区長会連合会、市民生委員児童委員協議会連合会、市、市社会福祉協議会の役職員が集まり、「小地域福祉ネットワーク推進委員会」を構成し、この活動に「ご近所福祉ネットワーク活動」と愛称をつけました。当時、本市には、類似した制度として災害要援護者避難支援制度が運用されていたので、同制度と一体的に運用することとしました。

この災害時要援護者避難支援制度は、地域の支援者が選定されていないという課題がありましたが、逆にここを改善する作業がご近所福祉ネットワーク活動になると考えました。

しかし、ご近所福祉ネットワーク活動について、何らかのかたちで町内で福祉について話し合っただけであればいいというあいまいな推進方法を取ったため、なかなか体制の整備は進みませんでした。整備率は、平成 29 年 6 月全町内に調査したところ、26 町内、16.9%と低調な状況となっています。

そこで、ご近所福祉ネットワーク活動の推進に当たっては、まず町内に福祉部会や福祉委員会等の組織を立ち上げていただくことを主眼に、平成 30 年度から「ご近所福祉町内体制助成事業」を始めました。結果、市内 42 町内、27.2%の整備率となっています。

今後、ご近所福祉ネットワーク体制の整備がある程度進めば、情報交換会等も開催しながら、活動の継続、活動内容の充実を目指していく予定をしています。

平成 30 年 6 月現在の町内体制地域包括支援センターの「介護予防・日常生活支援総合事業」と、社会福祉協議会の地域福祉事業は、目的を一にするものであり、お互い連携を図りながら事業を進めることが望ましいです。よって、本社協が「介護予防・日常生活支援総合事業」の第 1 層コーディネーターを受けるなど情報共有しながら地域での支え合いづくり、福祉のまちづくりを図っていきます。

###### 【今後の施策】

##### 1) ご近所福祉ネットワーク活動推進に係る関係者の連携促進

市小地域福祉ネットワーク推進委員会、市民生委員児童委員協議会連合会、市区長会連合会、市とご近所福祉ネットワーク活動推進について随時協議を行います。

また、平成 29 年 7 月から各地区公民館に地域支え合い推進員が配置されたので、推進

員と連携したご近所福祉ネットワーク活動の推進を図っていきます。

**2) ご近所福祉ネットワーク町内体制助成事業の実施**

町内に福祉部会や福祉委員会などの組織を立ち上げていただくことがまず当面の目標とし、町内に福祉部会や福祉委員会を設置していただき、一定の活動をしていただいた町内に活動費を助成する事業を実施します。

**3) 避難行動要支援者支援制度の見直し**

当市における避難行動要支援者支援制度及びその運用について市と協議します。また、見直すべき点については、市に働きかけます。

**4) ご近所福祉ネットワーク活動に係る説明会や啓発等の実施**

ご近所福祉ネットワーク活動に係る説明会、出前講座、フォーラム、社協だより、ホームページによる啓発などを行っていきます。

## (2) 地区社会福祉協議会活動の活性化の研究・実施

### 【現状と課題】

各種アンケートにおいて、地区社会福祉協議会の役割の重要性が多く言われています。また、本社協と地区社協の連携が少ないとか、本社協のリーダーシップが足りないなどの指摘も受けています。

本社協の実態を見ると、厳しい赤字財政状況の中、専任のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することも当面できない状況であるため、地域福祉を所管する職員が、問題意識をもち、適切かつ積極的に業務を行うことが必要です。

また、一方で、地区社会福祉協議会は、地区住民の意思で運営する組織であり、それぞれの地区社会福祉協議会が地区の状況に応じた施策や事業を展開することが期待されています。

本市におけるこれからの地域福祉は、町内での取組、地区での取組が重要になってきます。地区での取組は、町内での取組の支援や町内よりもやや大きな地域を圏域とした取組を実施するまとめ役として、地区社会福祉協議会の役割は非常に重要となっています。

### 【今後の施策】

#### 1) 地区社会福祉協議会の情報交換等の機会の設定

本社協は、財政的支援や情報交換会などの設定、共通事業の調整などを行うことが現在の役割であると認識しています。よって、各地区社協の活動状況等について、情報交換を行うとともに、市全域共通の課題も含め協議するため、地区社協会長会議等を適宜開催します。

#### 2) 地区（社協）福祉活動計画策定の推進

座談会やアンケートなどを通し、住民が抱える様々な福祉課題を把握するとともに、その課題を地域の課題としてとらえ、各地域の多様な活動主体が連携・協働して出来るところから取組を進めるため、「地区地域福祉活動計画」策定を推進します。

#### 3) 地区社協の事務局の強化

地区の社会福祉事業の発展を図るためには、「地域支え合い推進員」が地区社会福祉協議会の事務局としての業務も一部担うこととされました。また、「第1層地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」を受任するなど地域支え合い推進員の所属先である地域包括支援センターとの連携も図ります。

#### ★ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）とは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や地域住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって、統合的に展開する地域福祉活動の専門職である。これからの地域福祉の推進に欠かせない専門職で、地域住民や多職種によるネットワーク形成や社会資源の活用などを行う。また、個別支援を地域支援に発展させ、要支援者を地域で見守れるように新たな活動の展開を図る。

### (3) 福祉委員制度の円滑な運営

#### 【現状と課題】

鯖江市の福祉委員は、平成 17 年度に福祉協力員制度が設けられ、平成 27 年度に現行の福祉委員制度に衣替えしました。

民生委員児童委員は非常勤の地方公務員という身分を有しますが、福祉委員は市社会福祉協議会長と地区社会福祉協議会長から委嘱を受けており、近隣住民のボランティアという位置づけです。

福祉委員の基本的な業務は、地域のアンテナ役であり、見守り・安否確認・声かけや本社協・地区社協活動への協力などが役割です。福祉委員によっては、ふれあいサロンの運営に携わっている人もいて、活動頻度に差があります。

福祉委員は地区社協会長から委嘱されているので、手当を支出している地区もあります。県内でも市町によって扱いに差があります。

全福祉委員共通の活動に対して、手当までは出さないとしても費用弁償は支出すべきという考えもあります。

#### 【今後の施策】

##### 1) 福祉委員の役割等について調査研究

平成 31 年 3 月の地区社協会長会議において、本社協事業への協力に対する費用弁償を地区社協に交付します。実際の使途は地区社協で検討、実施することとなりました。

福祉委員の活動については、本社協や地区社協の事業への協力、町内での見守りやふれあいサロンへの参画、民生委員児童委員への協力が考えられます。しかし、役割が明確でないとの地域での意見もありますので、引き続き調査研究を図ります。

##### 2) 研修会等の実施

福祉委員の学習の機会が少ないので、本社協において研修をしっかりと行うよう意見が出されており、今後とも地区社協と協力し、福祉委員への研修の機会を充実します。

##### 3) 地区内での福祉委員の交流及び組織化の推進

福祉委員の地区内での交流及び組織化を推進します。

## (4) ボランティア活動（ボランティアセンター事業）の推進

### 【現状と課題】

本市は世界体操選手権の開催や豪雨災害の経験から、ボランティア活動が比較的活発です。平成28年2月に市が行った地域福祉アンケートでは、回答者の3人に1人がボランティア活動の経験があると答えています。また、参加のきっかけとして、「自己啓発ややりがい求めて」や「支援を必要とする人がいたから」という積極的な要因をあげる回答者も多い状況です。

本社協では、市ボランティアセンターを設置し、ボランティアのコーディネート、ボランティア活動に関する相談、情報の提供、各種奉仕員・ボランティア養成講座、研修会の開催、ボランティア活動の広報啓発などを行っています。またその他にも、ボランティアサロンの開催、ボランティアまつりの開催、鯖江市福祉ボランティア連絡協議会の運営、ボランティア保険の取扱いなどの事業を行っています。

ボランティアグループからは後継者不足ということを耳にすることもあります。一方で、「定年退職して時間ができたので、ボランティア活動をしてみたいがどうすればよいかわからない」という声もあります。これまで地域や福祉に関心、経験がなくても、定年を迎えた方や子育てが一段落した人など様々な経験を有する市民の皆さんが、身近な地域で活躍できるような環境づくりが求められています。

### 【今後の施策】

#### 1) 福祉教育の推進

福祉教育協力校事業など学童などの幼い時から社会福祉について学び、共生社会の創造を図ります。

#### 2) 福祉意識の高揚のための事業の実施

福祉講演会等を開催し、福祉意識の高揚を図ります。

#### 3) 各種奉仕員養成講座の実施

人材育成のため、各種奉仕員養成講座を実施します。

#### 4) ボランティア情報提供の充実

ホームページにおいて、ボランティア情報を提供します。また、広報紙によりボランティア活動の状況等を提供します。

#### 5) 有償ボランティアの検討

ボランティアの継続と拡大に向けて、報酬の是非の検討を行います。

#### 6) 地区社協におけるボランティア活動、ボランティアセンターの検討

先進地においては、生活圏域においてボランティアセンターを設置しているところもあります。鯖江市地域包括支援センターと協働し、町内での支えあいを補完するためにも、地区社協においてボランティアセンター機能を保有するよう取組を進めます。

## **(5) 災害ボランティアセンターの活動推進**

### **【現状と課題】**

災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し重要な役割を担っていますが、「災害ボランティアセンター」は、そのボランティア活動を効率よく推進するための組織です。

本市では豪雨災害を経験したことから、災害時に迅速に災害ボランティアの受入れと派遣を行うために、青年会議所（JC）・さばえNPOサポートなど 8 団体で構成する鯖江市災害ボランティアセンター連絡会を本社協に設置し、毎年数回の会議のほか、研修会、総合訓練への参加を行っています。

また、県内で災害が発生した場合に備え、災害発生地域での福祉活動の展開に万全を期すために、平成 18 年度に県、市、町の各社会福祉協議会が相互に支援を行うための協定を締結し、協力体制も整備しています。

### **【今後の施策】**

#### **1) 災害ボランティアセンターのマニュアルの確認**

災害時に円滑に災害ボランティアセンターを設置し、運営ができるよう災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを点検し、必要な見直しを行います。また、外国人や障がい者など多様な人に対応できるよう配慮します。

次に、被災地にボランティアを派遣する際のマニュアルについても作成します。

#### **2) 災害ボランティアセンターの訓練継続**

災害ボランティアセンターマニュアルに基づき、訓練を行います。

#### **3) ボランティアセンターに対する知識の普及**

災害ボランティアセンターの訓練に一般市民の参加を呼びかけたり、啓発活動により、ボランティアセンターに対する知識の普及を図ります。

## 2 重点事項の検討

### (1) 事業のあり方や要否の検討

#### ① 結婚情報センターのあり方の研究

##### 【現状と課題】

結婚情報センターでは、毎月2回夕方に結婚相談を実施していますが、市でも婦人協議会が市の委託を受けて結婚相談を実施しています。本社協は財政がひっ迫しており、社協としてすべき事業か、どのように運営すべきかなど研究をしていく必要があります。

併せて、出会い交流事業についても結婚情報センター登録者を対象に実施しており、他の民間事業者でも婚活パーティなどが開催されており、この事業のあり方についても検討が必要です。

##### 【今後の施策】

#### 1) 結婚情報センターのあり方の研究

同様の事業を行っている社協の実態を調査するとともに、本社協における事業のあり方について検討します。

#### ② 移送サービスの事業のあり方の研究

##### 【現状と課題】

本社協における福祉有償運送による移送サービスは、自動車の運転ボランティアにより支えられていますが、移送サービスの事業者が増加している現在、本社協が実施すべきかどうかの検討が必要です。また、ボランティアの確保が難しいという課題もあります。

##### 【今後の施策】

#### 1) 移送サービスのあり方の検討

本社協における福祉有償運送による移送サービスの必要性について調査、検討します。

#### ③ 障害者生活支援センター事業の充実

##### 【現状と課題】

障がい者関係の事業は、奉仕員養成、点訳・音訳広報等発行、外出支援などの社会参加促進事業のほか、障害者生活支援センターでの相談支援事業が実施されています。

発達障がい等の相談会「たくみ会」を月に1回開催していますが、社会福祉協議会として更に市民ニーズにこたえるため、当事者とも協議の上、更なる事業展開が必要です。

当事者へのアンケート結果では、未就学児のデイサービスや療育の充実について要望があり、鯖江市の障がい施策の充実が求められています。

## 【今後の施策】

### 1) 障害者生活支援センター事業の充実

当事者グループとの連携を深め、障害者生活支援センター事業の豊富化を検討します。また、行政への要望等当事者グループの活動を支援します。

## ④ 日常生活自立支援事業の充実

### 【現状と課題】

日常生活自立支援事業とは、障がいや加齢等により日常生活の判断に支援が必要な方に対し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、いきいきと安心して暮らせるようサポートします。この事業は、社協固有の事業で、県社協からの委託事業ですが、委託料が不十分な状況です。

近年このサービスのニーズが高まっており、ケアマネージャー等の関係者から対応の強化が求められています。

成年後見制度に関する社協の取組が始まっており、本社協としても研究が必要です。

### 【今後の施策】

#### 1) 日常生活自立支援事業の充実

財政状況を見ながら、日常生活自立支援事業に支障がないよう職員配置等検討していきます。また、併せて成年後見制度についても研究していきます。

### 「日常生活自立支援事業」について

国庫事業である本事業は、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスが「措置」から「契約」へと移行する中で、サービス利用者の利益を保護するため、第二種社会福祉事業として、平成 11 年 10 月から「地域福祉権利擁護事業」（平成 19 年度から「日常生活自立支援事業」）として、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり事業展開しているところである。

本県においては、事業開始当初は広域行政圏域単位で委託していたが、平成 20 年度から県内全市町社協に委託している。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 4-1 進行管理・評価体制の構築

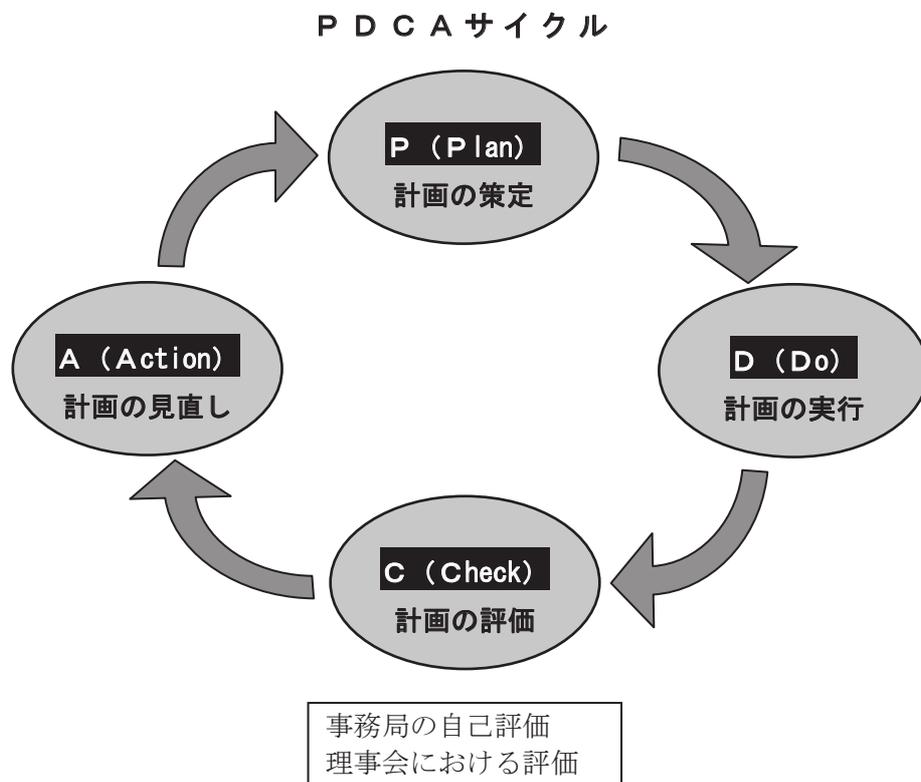
#### (1) 理事会での施策・事務事業評価

事務事業の評価及び見直しについては実施されておらず、他の社協ではすでに廃止しているような事業が旧態依然と実施されていました。

そこで、この計画の進行管理については、PDCAサイクル体制の構築を行います。

理事会による事務事業評価を行い、必要に応じ見直しを図ります。

また、理事会での審議結果等は、社協だよりやホームページなど多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や見直し、次期計画の策定等に適宜反映させていきます。



#### (2) 情報公開と外部評価について

本社協の認知度については、鯖江市が行った地域福祉計画のアンケートによると、名前を聞いたことがある人の割合は、8割程度となっていますが、何をしているのか知っている人の割合は少ない状況です。本社協が、公的団体、市民を会員とする団体の割に、市民に認知されていない状況が見受けられます。

社協の事務事業や経営状況は、社協だより、ホームページ、ガイドブックなどによる情報発信に努めます。

特に、事務事業評価の結果については、会員である市民に社協の経営状況を知ってもらうため、ホームページで公表します。

また、外部評価についても、数年に1度は市民に直接事業説明会を開催し、または外部評価委員会を開催することとします。

### **(3) 市民が市社協の運営に意見を言える仕組みづくり**

市民を会員とする組織であるため、市民が直接社協の運営に意見が言え、施策に反映できる仕組みが必要です。住民が、施策や事務事業について直接事務局長に提言できるようホームページや投書箱で受付する仕組みを設けていますが、さらに市民が参画する仕組みづくりについて研究します。

3-2 鯖江市地域福祉活動計画（第3次地域福祉活動計画 中市民・民間団体活動内容）

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会	
1. 地域福祉の人づくり	つながりのある地域づくり	地域住民の交流の促進	地域でのあいさつ運動の推進	地域でのあいさつ運動を啓発します。学校において、あいさつの励行を指導します。	家庭や地域などで積極的にあいさつをしましょう。	あいさつ運動の実施に努めましょう。			
			町内および地区での交流事業の積極的実施	「融和と協働のまちづくり交付金」の交付等の支援を行います。	地域活動に積極的に参加しましょう。	地域団体は、地域住民が参加しやすい活動を活発に行いましょう。町内会などの地域団体は、新興住宅地やマンションなどの住民に活動をPRし参加を呼びかけましょう。			
			公民館講座等を通じた地域交流の推進	地区公民館の教養講座やスポーツおよび文化サークルなどを開催するとともに、各種イベントに参加を呼びかけ、住民の交流の促進を図ります。	地区公民館活動に積極的に参加しましょう。				
			世代間交流の推進	地域での世代間交流事業の周知や情報を発信して積極的な参加をすすめます。	世代間交流事業に積極的に参加しましょう。	世代間交流事業を行いましょう。		世代間交流事業を行います。	・ボランティアまつり ・福祉映画祭 ・地区社協における世代間交流も念頭に入れた事業
		地域団体の活性化	地域団体の活性化	地域団体に対し、必要に応じて支援を行います。地域団体に対し、団体間の交流や連携に対して支援を行います。	地域団体の活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。	地域団体は、開かれた組織として活性化のための対策を検討し実施しましょう。地域団体の活動内容について積極的に情報を発信しましょう。		地域団体に対し、必要に応じて支援を行います。	・福祉団体助成事業
		社会福祉施設と地域住民との交流	社会福祉施設と地域住民との交流		保育所等、介護施設、障がい者施設等の社会福祉施設と交流を図りましょう。	地域団体や課題別団体は、保育所等、介護施設、障がい者施設等の社会福祉施設と交流を図りましょう。	保育所等、介護施設、障がい者施設等の社会福祉施設は、地域に開かれた施設となるよう互いに交流を図りましょう。		
		福祉意識の高揚	学校における福祉教育の推進	学校における福祉教育の充実	学校は、奉仕活動や交流体験活動等に取り組みます。	学校の福祉教育の取り組みに協力しましょう。	学校の福祉教育の取り組みに協力しましょう。	福祉教育としての体験学習に協力しましょう。	福祉教育としての体験学習に協力しましょう。

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会	
			学校における認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座を開催します。	地域で認知症を理解し支えるために協力しましょう。	地域で認知症を理解し支えるために協力しましょう。			
			福祉協力校事業の推進	学校は、福祉協力校として、福祉教育を実施します。				福祉協力校を指定し、体験の場の提供や指導者のあっせんなど福祉教育実施に対する支援を行います。	・福祉協力校事業(再1) 福祉協力校連絡会 福祉学習会への職員派遣 福祉協力校活動費助成
		生涯学習と広報啓発の充実	福祉意識向上のための広報啓発等の充実	多様な方法により、福祉や保健の広報啓発活動を充実します。			多様な方法により、福祉や保健の広報啓発活動を充実しましょう。	多様な方法により、福祉や保健の広報啓発活動を充実します。	・社協だよりの発行 ・ホームページによる啓発 ・出前講座の実施 ・福祉の地域づくり事業 夏休み体験ツアー、福祉映画上映会、子ども交流事業 ・市社会福祉大会開催 ・社会福祉協議会表彰
			福祉講座の充実	地区公民館や高年大学において、福祉に関する講座を開催します。	地域福祉に関心をもち、福祉講座に積極的に参加しましょう。	行政とも協力しながら、各種福祉講座や研修会を開催しましょう。		各種福祉講座や研修会を開催します。	・介護予防普及啓発事業 ・介護予防いきいき講座の実施 ・その他各種出前講座の実施
			地域福祉に関する講演会等の開催	地域福祉に関する講演会や出前講座等を開催します。				地域福祉に関する説明会を開催します。	・ご近所福祉ネットワーク活動フォーラムの開催 ・出前講座の実施(再1)
ボランティア活動の推進	ボランティア活動の育成	市ボランティアセンターの機能充実や運営強化を支援します。	市ボランティアセンターのコーディネーター機能の充実	市ボランティアセンターの機能充実や運営強化を支援します。	ボランティアの情報に興味をもちましょう。			市ボランティアセンターを設置しボランティア活動に関する情報発信、情報の収集、コーディネート機能の充実を図ります。また、地域福祉の課題に対応するため、新たなボランティア活動の開発に努めます。	・ボランティア情報のホームページでの発信 ・ボランティア活動の研究
		ボランティア活動への参加促進	市職員のボランティア活動への参加意識の向上を図ります。	ボランティア活動に積極的に参加しましょう。ボランティア活動をしている人は、知人等を誘い、ボランティアの輪を広げましょう。	福祉ボランティア団体は、知人等を誘い、ボランティアの輪を広げましょう。		市ボランティアセンターは、「ボランティアまつり」などの啓発、情報提供により、ボランティアセンターとボランティア活動の周知を図ります。  市ボランティアセンターは、ボランティア養成講座等の育成事業を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。	・ボランティアの広報・啓発 ・ボランティアリストの作成 ・ボランティアまつりの開催 ・介護サポーター養成講座の開催 ・手話奉仕員等障がい関係のボランティア養成講座の開催 ・介護サポーターポイント制度の運営	

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主な役割					当社協の事業
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会	
			ボランティア保険の周知					ボランティア保険の制度を周知します。	・ボランティア保険制度の周知・取扱
			市福祉ボランティア連絡協議会への支援	市社会福祉協議会を通し、市福祉ボランティア連絡協議会を支援していきます。		福祉ボランティア団体は、必要に応じてネットワークを構築しましょう。  福祉ボランティア団体は、市ボランティアセンターに情報提供しましょう。		事務局業務や活動費の面で市福祉ボランティア連絡協議会を支援します。	・福祉ボランティア連絡協議会事務局の運営 ・市福祉ボランティア連絡協議会に対し運営補助の実施
			ボランティア休暇制度の普及促進	ボランティア休暇制度の導入を啓発します。		企業は、ボランティア休暇制度を導入しましょう。		ボランティア休暇制度の導入を啓発します。	(未導入)  H30年度中に導入する予定
		福祉ボランティアとNPO、災害ボランティアとの連携	NPO等育成による福祉ボランティア活動促進	市民活動交流センターと連携してNPOなど市民活動団体の育成支援を行います。	NPO活動などの市民活動に関心を持ちましょう。			NPOサポートとの連携により多様なボランティアの把握に努めます。	・NPOサポートとの連携強化  ・福祉分野におけるNPO育成について研究
			市災害ボランティアセンター連絡会における意識高揚	市災害ボランティアセンター連絡会において、円滑な協力体制がとれるよう研修会等の開催に積極的に参画します。		NPOなどの市民活動団体は、災害ボランティアに参加しましょう。		災害ボランティアセンター連絡会を定期的に開催し、参加団体間の交流を行うことにより参加団体の連携を深めます。	・市災害ボランティアセンター連絡会運営事業
		多様な地域福祉の担い手づくり	当事者団体の積極的社会参加	各組織の会員増加のための広報	組織の活動内容を広報紙やホームページ等で案内します。	当事者団体の情報を得て、活動内容を理解しましょう。	当事者団体は、各組織の会員増加のため、組織の活動内容をチラシやホームページなどで周知しましょう。		福祉協力校と連携し、次世代を担う児童生徒の福祉意識の高揚に努めます。  旧の方が良い。組織の活動内容を広報誌やホームページなどで案内する。
組織運営に対する支援	当事者団体の公共的活動の充実を図るため、組織運営を支援します。				当事者団体は、活動の充実を図りましょう。		当事者団体の活動を支援します。	・福祉団体助成事業により経済的支援 ・ふれあいスポーツのつどい	
先進的な取り組みの研究	当事者団体に対し、先進的な取り組みの情報提供を行います。				当事者団体は、先進的な取り組みの研究を行います。		当事者団体に対し、先進的な取り組みの情報提供を行います。	・当事者・当事者団体との交流を活性化し、情報収集及び提供	

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
			ネットワークへの参加	地域や関係機関・団体と連携して、地域の生活課題の解決に取り組むネットワークづくりを推進します。		当事者団体は、地域の生活課題の解決に取り組むネットワークに積極的に参加しましょう。	地域や関係機関・団体と連携して、地域の生活課題の解決に取り組むネットワークづくりを推進しましょう。	地域や関係機関・団体と連携して、地域の生活課題の解決に取り組むネットワークづくりを推進します。	・障がい者の社会参加促進事業	
			企業、学校、その他多様な主体の参入促進	企業のボランティア参加の啓発等	市社会福祉協議会と連携して、社会貢献活動を実施している、または実施を検討している企業の情報を収集および広報し、企業ボランティアの拡大を図ります。		企業は、社会貢献活動を行いましょう。		社会貢献活動を実施している、または実施を検討している企業の情報を収集および広報し、企業ボランティアの拡大を図ります。	・企業の社会貢献活動について啓発 ・企業に対し社協への寄附・募金の募集
			学校との連携	福祉教育からボランティア活動を促進していきます。			児童・生徒のボランティア活動を受け入れましょう。	福祉教育の支援からボランティア活動を促進していきます。	・福祉協力校事業の実施(再2) 福祉協力校連絡会 福祉学習会への職員派遣 福祉協力校活動費助成	
			市民主役事業等の実施	市民主役事業や市民提案事業について、効果を勘案し、公募等により市民活動団体等に委託します。		市民主役事業や市民提案事業に積極的に応募しましょう。				
2. 情報提供・相談体制の充実と問題発見の仕組みづくり	情報提供の充実	情報提供の充実	福祉サービスの情報提供の充実	広報紙やインターネットの活用など多様な手段による広報に努めます。制度の手引書は、内容を工夫しながら継続して発行します。	日常の暮らしや福祉などに関する情報に関し、意見を述べましょう。		多様な手段による情報提供に努めましょう。制度やサービスの手引書は、内容を工夫しながら継続して発行しましょう。	広報紙やインターネットの活用など多様な手段による広報に努めます。制度やサービスの手引書は、内容を工夫しながら継続して発行します。	・広報紙「さばえ社協だより」の発行  H30年度中にホームページの充実 社協の業務説明書の作成	
			障がいに配慮した情報発信の充実	障がいに配慮した情報発信を行います。		音訳や点訳のボランティアグループは、広報等の音訳、点訳に努めましょう。		障がいに配慮した情報発信に協力します。	・点字・声の広報発行事業の実施	

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主な役割					当社協の事業
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会	
相談体制の充実	相談体制の充実	相談体制の充実	総合相談窓口の周知	地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センターなど総合相談窓口の周知を図ります。地域拠点による相談体制づくりを進めます。地域の身近な相談員である民生委員・児童委員や主任児童委員などを周知します。	日常の暮らしや福祉などで困ったことがあったら、総合相談窓口や近くの民生委員・児童委員、主任児童委員に積極的に相談しましょう。支援を要する人がいたら、相談窓口を紹介しましょう。	民生委員・児童委員や主任児童委員などは、地域の身近な相談員としての役割について周知しましょう。	相談を受ける際は、丁寧に相談に乗りましょう。	行政や関係機関とともに、相談窓口の周知を図ります。地域ごとや地域担当による相談体制づくりを検討します。地域の身近な相談員である民生委員・児童委員や主任児童委員などを周知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料法律相談の実施</li> <li>心配ごと相談の実施</li> <li>社協事務局の地域担当制の導入</li> <li>福祉委員制度の設置</li> </ul>
			新たな課題または地域ごとの相談窓口の検討	新たな福祉課題に対する相談窓口の充実を図ります。	新たな福祉課題に対する相談窓口の充実について、意見を述べましょう。	新たな福祉課題に対する相談窓口の充実について、意見を述べましょう。	新たな福祉課題に対する相談窓口の充実について、意見を述べましょう。	新たな福祉課題に対する相談窓口の充実について検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ把握、行政との協議</li> </ul>
			研修等による相談機能の向上	専門職員の配置に留意するとともに、相談員研修に積極的に参加します。			相談事業者は、相談員の研修に努めましょう。	専門職員の配置に留意するとともに、相談員研修に積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談専門職の体制整備に努力</li> <li>相談業務従事者の研修に積極的参加</li> </ul>
			関係機関との連携	相談関係機関・団体との連携を図ります。		地域団体間での連携を行い、サービスや取り組みについての情報共有を図りましょう。	他の相談窓口との連携を図りましょう。	相談関係機関・団体との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談関係機関・団体との連携に努力</li> </ul>
地域の問題発見体制の整備	地域の問題発見体制の整備	地域点検および問題発見体制の整備	生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・日常生活支援推進協議会を定期的に開催するなど、地域を点検し、支援を必要としている人を発見する体制の整備を図ります。ご近所福祉ネットワーク活動の推進のため、フォーラムの開催や地域で出前講座を実施します。	必要に応じ、地域を点検し、支援を必要としている人を発見するご近所福祉ネットワーク活動に参加しましょう。	地域団体は、地域を点検し、支援を必要としている人を発見するご近所福祉ネットワーク活動に参加しましょう。	必要に応じ、地域を点検し、支援を必要としている人を発見するご近所福祉ネットワーク活動に参加しましょう。	地域を点検し、支援を必要としている人を発見するご近所福祉ネットワーク活動の推進のため、フォーラムの開催や地域で出前講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご近所福祉ネットワーク活動体制整備に関する広報、啓発、説明会の開催</li> <li>ご近所福祉町内体制助成事業の実施（H30～）</li> </ul>	
		虐待等の発見および専門機関への通報等の推進	事業者、学校等による虐待等の早期発見	福祉事業者などに虐待等の早期発見を啓発します。学校や保育所等は、健康診査時に虐待等の可能性がうかがえる場合は、担当課や関係機関に報告します。	虐待について理解し、早期発見や予防への取り組みを実践しましょう。		福祉事業者や医療機関は、サービス提供の中で虐待等の早期発見に努めましょう。虐待の早期発見・予防への取り組みに協力しましょう。	福祉事業者として、サービス提供の中で虐待等の早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の可能性等を発見したら上司に通報</li> </ul> <p>今後マニュアル化も必要</p>

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
			地域における虐待等の通報の促進	虐待等の通報を啓発します。	虐待等の早期発見に努め、疑いを発見したら関係機関に通報しましょう。	活動の中で、虐待等の疑いを発見した場合は、速やかに関係機関に通報しましょう。虐待の早期発見・予防への取組を理解し、地域での見守り体制の構築に取り組みましょう。	活動の中で、虐待等の疑いを発見した場合は、速やかに関係機関に通報しましょう。	活動の中で、虐待等の疑いを発見した場合は、速やかに関係機関に通報します。	・ご近所福祉ネットワーク活動の推進	
			高齢者虐待防止ネットワーク委員会の強化	高齢者虐待防止ネットワーク委員会の関係機関の連携を強化し、高齢者虐待の早期発見、防止に努めます。				委員会等に参加し、虐待の早期発見・予防への取組みを検討します。	・高齢者虐待防止ネットワーク委員会へ参加	
		青少年の健全育成	非行防止活動や見守り活動の充実	警察、学校、関連機関・団体の連絡調整を行い、連携した活動を行います。丹南青少年愛護センターの共同設置を継続し、青少年健全育成事業を実施します。	子どもたちへのあいさつ、声かけなどの見守り活動に参加しましょう。	青少年健全育成関係団体は、行政、警察、学校等の関係機関・団体と連携しながら活動を行います。				
			放課後等の活動の場の提供	子どもの放課後や長期休暇中の活動の場を提供し、健全育成を図る事業を推進します。	子どもの放課後の活動の場の運営に協力しましょう。					
			いじめの起こらない学級づくり	学校は、いじめの起こらない学級づくりに継続的に取り組んでいきます。	いじめを起ささないよう家庭での教育を行いましょう。	各種地域団体は、いじめを起ささないよう地域での教育を進めましょう。				
3. 地域で支える仕組みづくりと施策の充実	地域福祉を促進する拠点と仕組みづくり	地域福祉の課題把握と対策	地域福祉座談会の開催	地域包括支援センターや市社会福祉協議会などと連携し、地域福祉座談会を各地区で開催していきます。	地域福祉活動への理解を深めるとともに、地域福祉座談会に積極的に参加しましょう。	地域団体は、地域でさまざまな活動を行っている団体間の連携を図りながら、各々の活動の活性化を目指しましょう。		市や地域包括支援センターなどと連携し、地域福祉座談会を各地区で開催します。	・地区社協、地域支え合い推進員と協働で順次実施	
			生活課題解決に向けた多様なサービスの推進	インフォーマルなサービスやニーズに応じた新たなボランティアの調査、研究、開発支援を行います。介護支援サポーターポイント事業の普及を図ります。	インフォーマルなサービスやニーズに応じた新たなボランティアに参加しましょう。	インフォーマルなサービスやニーズに応じた新たなボランティアを考えましょう。	インフォーマルなサービスやニーズに応じた新たなボランティアを考えましょう。	インフォーマルなサービスやニーズに応じた新たなボランティアの調査、研究、開発に努めます。	・市や関係機関との連携によるニーズ把握に努める。	
		寄付文化の醸成	福祉に対する寄付文化の醸成	寄付文化の醸成を図るとともに、福祉基金の効果的活用について検討していきます。	共同募金や市の福祉基金等に協力しましょう。	共同募金や市の福祉基金等に協力しましょう。		寄付文化の醸成を図るとともに、共同募金の効果的活用を努めます。	・共同募金・歳末たすけあい募金の実施 ・寄付を広報やホームページで募集記事を掲載	

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主な役割					当社協の事業
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会	
施策の充実	地域ぐるみの健康づくり・地域医療の充実	健康診査の受診率向上	特定健康診査の受診率向上に努めます。	積極的に健康診査を受診しましょう。	愛育会等の健康づくり団体は、健康診査の受診率向上にむけた普及啓発活動を行います。				
			がん検診の受診率向上	積極的にがん検診を受診しましょう。	愛育会等の健康づくり団体は、がん検診の受診率向上にむけた普及啓発活動を行います。				
			健康診査結果の分析と保健指導	必要時には、積極的に保健指導を受けましょう。					
			生活習慣病予防事業の実施	積極的に生活習慣病予防事業に参加しましょう。					
			健康づくりに関する知識の普及啓発	健康づくりの意識を高め、運動や食生活の改善など健康づくりに取り組みましょう。	健康づくりや介護予防関係の団体は、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。	福祉関係事業所のイベントにおいて、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。	・ふれあいサロン事業の中で健康づくりや介護予防の普及啓発を図ります。	・ふれあいサロン事業の中で健康づくりや介護予防の普及啓発	
			市医師会等との連携体制の充実	市医師会と、市の事業計画についての話し合いの場を持ちます。 市医師会や市歯科医師会等と市の事業計画等適宜協議を行い、連携に努めます。			市医師会、市歯科医師会等は、市の事業に協力をします。		
			公立丹南病院との連携	情報交換や研修その他市の事業への協力等、公立丹南病院との連携を深めます。			公立丹南病院は、市の事業に協力をします。		
			地域医療体制の確保および地域医療連携の充実	休日診療や小児救急医療体制を確保するとともに、地域における福祉・保健・医療の連携を推進します。			地域における福祉・保健・医療の連携を推進しましょう。		

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主な役割					当社協の事業
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会	
			地域の健康づくり活動の強化						
			健康づくり推進協議会の設置						
	自殺者対策の推進	心の健康づくりの推進	心の健康づくりの推進 心の健康問題の重要性を本人・家族・地域が認識することができるよう普及啓発に努めます。 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなぎ見守る「ゲートキーパー」を養成します。	心配な人がいたら、行政等に連絡しましょう。			事業者は、心の健康問題の重要性を本人、家族が認識することができるよう普及啓発に努めます。	心の健康問題の重要性を本人・家族・地域が認識することができるよう普及啓発に努めます。	・障害者生活支援センターにおいて、心の健康問題をの普及啓発
		相談の充実	精神科医師や臨床心理士による個別相談である「心と体の不調相談会」「心の相談会」や多重債務など経済・生活問題全般を扱う「お金の問題何とかしたい人の夜間相談会」を実施します。	気になることは相談窓口などで相談しましょう。			医療機関や障がい者相談支援事業者は、イベントなどにおいてこころの健康相談を実施しましょう。		
	多機能型健康福祉施設の機能強化と活用の促進	多機能型健康福祉施設の機能強化と活用の促進	地域福祉の拠点、世代間・当事者団体の交流の場として、多機能型健康福祉施設神明苑の機能強化を図り、積極的な活用を図ります。						
	生活困窮者自立支援の充実	生活困窮者自立促進支援	自立促進支援センターにおいて、生活困窮者個々の状況に応じた適切な支援を実施します。 生活困窮者の自立支援に係る制度の周知を図るとともに、潜在する生活困窮者の把握と支援に努めます。	心配な人がいたら、行政等に連絡しましょう。 生活する上で困っていることを行政等の窓口にご相談しましょう。	活動の中で、地域で孤立し、支援が必要な人を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡しましょう。	事業者は、自立促進支援センターへの情報提供を行うとともに、本人、家族が自立促進支援センター	自立促進支援センターと連携し、生活困窮世帯の支援に努めます。 生活福祉資金貸付制度があります。	・日常生活自立促進支援センターとの連携 ・生活福祉資金貸付制度の実施 ・善意銀行による生活資金貸付	

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
			生活困窮世帯の子どもの学習支援							
		健康寿命ふれあいサロンの充実	ふれあいサロンの拡充	ふれあいサロンが全町内に設立されるよう支援します。	ふれあいサロンの設立・運営に協力しましょう。	ふれあいサロンが全町内に設立されるよう支援しましょう。	必要に応じて、ふれあいサロン運営に協力しましょう。	ふれあいサロンが全町内に設立されるよう支援します。		・ふれあいサロン設置の啓発・支援
			ふれあいサロン運営の工夫	市社会福祉協議会と協働し、ふれあいサロンの充実した運営を指導します。	ふれあいサロンに地域の孤立しやすい高齢者を誘いましょう。	ふれあいサロンの充実した運営を検討しましょう。	地域住民に対し、ふれあいサロンに参加するように勧めましょう。	市と協働し、ふれあいサロンの充実した運営を指導します。		・ふれあいサロン充実の啓発・支援
		介護予防	介護予防の人材養成および育成	市社会福祉協議会と協働し、「介護予防サポーター」などの人材養成、育成を図ります。	元気高齢者は、積極的に介護予防サポーター養成講座を受講し、介護予防活動を推進しましょう。	介護予防サポーター養成講座を積極的に受講し、地域ぐるみで介護予防を推進しましょう。	事業者として、介護予防の理解を深めるため、介護予防サポーター養成講座への職員参加を勧めましょう。	市と協働し、介護予防サポーターなどの人材養成、育成を図ります。		・さばえいきいきサポーター養成事業の実施 ・介護サポーターポイント事業の実施
			介護予防に関する知識の普及啓発	出前講座や地区公民館等において、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。	健康づくりや介護予防の意識を高め、病気の管理や運動、食生活の改善などに取り組みましょう。	健康づくりや介護予防関係の団体は、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図りましょう。	福祉関係事業所のイベントにおいて、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図りましょう。	介護予防サポーターが活動するふれあいサロンや住民主体の集いの場等において、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。		・介護予防普及啓発事業(再1) ・介護予防いきいき講座の実施(再1)
			住民主体の集いの場づくり	介護予防の取り組みに対し助成、支援します。	地域住民が協力して介護予防に取り組みましょう。集いの場に積極的に参加しましょう。	地域住民の集いの場設置に取り組みましょう。	地域住民に対し、集いの場に参加するように勧めましょう。	集いの場における、人材派遣等の調整を実施します。		・高齢者のつどい事業
		子育て支援の充実	認定こども園の普及	多様な保育ニーズに対応できるよう認定こども園への移行を推進します。						

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主な役割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
			子育て家庭への情報提供と交流	子育て家庭に各種サービスや講座の開催、相談窓口等の情報を提供します。身近な地域で子育て家庭が交流・相談できる場を関係機関・団体と協力し、確保に努めます。	子育てに関する情報を取得するよう努めましょう。				子育て家庭を支援するため、ささえ愛サービスを提供します。	・社協だよりやホームページによるささえ愛サービスの情報発信
			「子育て支援ネットワーク委員会」の活動の充実	「地区子育て支援ネットワーク委員会」とともに子育てサロンなどの活動内容の検討を行い、地区の実情に応じた支援を進めていきます。	子育てサロンや子育て講演会等に積極的に参加しましょう。	「地区子育て支援ネットワーク委員会」は、子育て支援の充実に努めましょう。				
			サークルや会員クラブ等の活動紹介	市民に子育てサークルや会員クラブなどを紹介します。		子育てサークルや会員クラブは、自らの活動を紹介します。				
		結婚活動の支援	結婚相談事業の実施	結婚相談の実施を支援します。		結婚相談を実施します。		結婚情報センターによる婚活の相談ならびに婚活イベントを実施し、婚活の支援をします。	・結婚情報センター運営事業 ・出会い交流サポート事業	
地域で支えるネットワークづくりから地域包括ケアシステムの構築へ	地域における支援システムの構築	地区社会福祉協議会の地域福祉活動の充実	地区社会福祉協議会の地域福祉活動の充実	公私協働・連携に努め、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	ご近所福祉ネットワーク活動との連携に努めましょう。地区社会福祉協議会の活動に参加しましょう。	各種地域団体は、地区社会福祉協議会の活動の充実に主体的に取り組みましょう。	地区社会福祉協議会の活動に協力しましょう。	地区社会福祉協議会の運営を支援するとともに、地域福祉活動の充実に支援します。	・地区社協活動支援事業	
		ご近所福祉ネットワーク活動の推進	ご近所福祉ネットワーク活動の推進	要支援者に対し支援を行うため、近隣の住民や団体等が連携したご近所福祉ネットワーク活動を支援します。	要支援者に対し支援を行うため、ご近所福祉ネットワーク活動に参加しましょう。	要支援者に対し支援を行うため、ご近所福祉ネットワーク活動に参加しましょう。	地域で支援チームが出来た場合には、チームに入りましょう。	要支援者に対し支援を行うため、近隣の住民や団体等が連携したご近所福祉ネットワーク活動を支援します。	・ご近所福祉ネットワーク活動推進事業 ・友愛訪問事業の実施	
		地域見守り活動の強化	地域見守り活動の強化							
			緊急通報システムを活用した見守り活動の促進	緊急時に迅速な援護を行うため、緊急通報システムを活用した見守り活動を促進します。	緊急通報システムの近隣協力員になりましょう。	民生委員・児童委員や区長等は、緊急通報システム等の近隣協力員の選任について支援しましょう。				

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主な役割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
		関係機関・団体の連携強化	健康づくり推進条例の推進	健康づくりの推進に係る施策を総合的かつ計画的に実施します。						
			民生委員・児童委員活動および主任児童委員活動の研究	民生委員・児童委員および主任児童委員の活動を支援します。			民生委員・児童委員協議会連合会は、民生委員・児童委員および主任児童委員の活動について研究しましょう。			
			民生委員・児童委員と福祉委員の協力体制の強化	民生委員・児童委員と福祉委員との協力体制を研究、強化していきます。			地区社会福祉協議会は、福祉委員の役割を研究し、民生委員・児童委員と福祉委員の協力体制の強化に努めましょう。 民生委員・児童委員と福祉委員は、連携強化に努めましょう。		民生委員・児童委員と福祉委員との協力体制を研究、強化していきます。	福祉委員活動支援事業
			市と市社会福祉協議会と関係団体の連携強化	市社会福祉協議会、関係団体と積極的に地域福祉等の施策を議論します。					市、関係団体と積極的に地域福祉等の施策を議論します。	市包括支援センター地域生活支援コーディネーター事業への参加 ご近所福祉ネットワーク活動推進事業への参加
4. 権利擁護と安全なまちづくり	人権尊重と福祉サービスの質の確保	人権等の理解促進	「鯖江市人権施策推進計画」の推進	毎年「鯖江市人権施策推進計画」を策定し、事業を実施します。						
			学校教育および社会教育における人権教育の推進	学校教育において、人権教育を行っていきます。 社会教育において、人権問題に関する人権教育を行っていきます。	一人ひとりの人権意識を高めるための教育活動に積極的に参加しましょう。					
			人権相談と人権啓発の実施	人権擁護委員会と協働し、人権相談を実施していくとともに、広報や街頭啓発、イベントなど種々の機会を捉えて幅広い啓発を行っていきます。		人権擁護委員会は、市と協働し、人権相談を実施していくとともに、広報や街頭啓発、イベントなど種々の機会を捉えて幅広い啓発を行っていきます。		人権擁護に関する事業を支援します。	ご近所福祉ネットワーク活動推進事業による虐待・DV等発見 虐待等の通報啓発 高齢者虐待ネットワーク・要保護児童対策地域推進委員会への参画	
			障害者差別解消法の施行							

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
			戦没者慰霊の継続、平和教育の推進	遺族会が行っている戦没者慰霊を支援します。戦没者慰霊と平和教育のあり方などについて、遺族会など関係団体とともに検討します。		遺族会等は、戦没者の慰霊を継続します。				
			福祉サービスの質の確保	「介護保険利用者擁護委員会」による権利擁護	「介護保険利用者擁護委員会」による介護サービスの質の確保や利用者の権利擁護を図ります。介護保険以外のサービスについても、サービスの質の確保について、対策を検討します。	サービスの質の向上のため、利用しているサービス事業者に意見を言います。		サービスの質の向上に努力しましょう。		
			苦情受付窓口の周知	事業者の苦情解決制度、市の「福祉サービス苦情調整委員会」、福井県社会福祉協議会の「福井県運営適正化委員会」、福井県国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情対応の周知を図ります。	福祉サービスに苦情があるときは、各種苦情相談窓口にご相談しましょう。		事業者の苦情解決制度を利用者に周知しましょう。			
地域福祉権利擁護の推進	地域福祉権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進	「成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)」を周知するとともに、制度活用を支援します。			「成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)」を積極的に紹介しましょう。	「成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)」を積極的に紹介します。	・日常生活自立支援センターにおいて日常生活自立支援事業の実施とあわせ成年後見制度の紹介も実施		
		日常生活自立支援事業の推進	日常生活自立支援事業の周知とともに、制度活用を支援します。			日常生活自立支援事業の周知とともに、制度活用を支援しましょう。	日常生活自立支援事業の周知とともに、制度活用を支援します。	・日常生活自立支援事業の実施		
災害時の支援体制の充実	避難行動支援体制の充実	避難行動要支援者名簿登録制度の普及	避難行動要支援者名簿登録制度の普及を図ります。未曾有の災害に備えて、潜在的な要支援者名簿を随時更新し、避難行動要支援者名簿登録を推進します。	避難行動要支援者名簿登録制度の内容を理解し、利用を検討しましょう。	民生委員・児童委員や区長は、避難行動要支援者名簿登録制度の登録を勧奨しましょう。	福祉避難所の設備等の確認や適正運営を図りましょう。				
		自主防災活動の促進	地域防災活動の展開を支援します。自主防災組織未結成の場合は、結成に向けて働きかけていきます。	自主防災組織結成済みの町内会では、地域防災活動に積極的に参加しましょう。災害時の備えをしておきましょう。	自主防災組織結成済みの町内会は、自主防災組織を中心に地域防災活動を展開しましょう。自主防災組織未結成の町内は、結成に向けて努力しましょう。					

基本目標	施策の方向	基本施策	施策	主 な 役 割					当社協の事業	
				市	市民	地域団体、課題別団体	福祉関係事業者	市社会福祉協議会		
			福祉避難所の周知と点検	福祉避難所の周知を図るとともに、福祉避難所の受入・運営マニュアルを整備します。				福祉避難所の設備等の確認や適正運営を図りましょう。		
			町内ぐるみの屋根雪おろし体制の構築	市区長会連合会、民生委員・児童委員協議会連合会とともに、町内ぐるみの屋根雪おろし体制の構築を推進します。	町内の住民は、町内会の要請に応じ、町内ぐるみの屋根雪おろしのボランティアとして協力しましょう。	市区長会連合会、民生委員・児童委員協議会連合会は、市とともに、町内ぐるみの屋根雪おろし体制の構築を推進しましょう。町内会は、町内ぐるみの屋根雪おろし体制を構築しましょう。				
		屋根雪おろし体制の充実	屋根雪おろし業者登録と除雪ボランティアの充実	「屋根雪おろし業者・ボランティア登録制度」と「除雪ボランティア制度」の充実を図ります。	「屋根雪おろし業者・ボランティア登録制度」と「除雪ボランティア制度」に登録しましょう。		企業は、「屋根雪おろし業者・ボランティア登録制度」と「除雪ボランティア制度」に登録しましょう。	玄関先の排雪等に係るボランティア制度を設けています。	・排雪ボランティア派遣	
ユニバーサルデザインのまちづくり	安心して生活できる環境づくり	公共的施設等のバリアフリー化の推進	公共施設や道路等のバリアフリーを計画的に進めます。公共施設に車いす使用者用トイレやオストメイト対応トイレの設置を進めていきます。市以外の施設には、バリアフリーへの理解と改善を求めていきます。	点字ブロック上に駐車や駐輪はやめ、身体障がい者等用駐車場の利用ルールを守りましょう。	障がい者団体等は、新たな公共的施設や道路等のバリアフリーについて意見を述べましょう。					
		コミュニティバスの利用の促進	コミュニティバスの運行に対し、市民ニーズを正確に把握し改善に努めます。							

# 資 料 編

## 鯖江市地域福祉活動計画等策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	区 分	役 職 等	氏 名
1	学識経験者・アドバイザー	鯖江市福祉のまちづくり審議会会長 元大学教員	久常 良
2	住民組織関係者	市区長会連合会代表	青山 英彦
3	地区社会福祉協議会代表	吉川地区社会福祉協議会会長	小澤 邦嗣
4	〃	新横江地区社会福祉協議会会長	山田 喜久代
5	市民活動団体・ボランティア活動団体関係者	川島健康寿命ふれあいサロン代表	青木 みな子
6	〃	鯖江市福祉ボランティア連絡協議会 会長	山越 隆
7	〃	特定非営利活動法人さばえ NPO サポ ート理事長	八田 登師男
8	社会福祉団体関係者	市民生委員児童委員協議会連合会会長	青山 昭八郎
9	〃	市子ども会育成連絡協議会会長	竹内 香代子
10	〃	鯖江市老人クラブ連合会会長	三上 利明
11	〃	かがやきキッズ代表	梅垣 美
12	〃	鯖江市精神障がい児（者）福祉協会理 事	青竹 勝
13	公募により選出された市民	公 募 委 員	笠島 美徳
14	行 政	鯖江市健康福祉部社会福祉課長	品川 善浩
15	〃	鯖江市地域包括支援センター・グル ープリーダー	松田 千津子

事務局長：鯖江市社会福祉協議会事務局長 東井 忠義

## 鯖江市地域福祉活動計画等策定委員会開催状況

年 月 日	内 容
平成 30 年 5 月 9 日 (水)	第 1 回策定委員会 (地域福祉を取り巻く現状、本社会福祉協議会事業報告 計画策定方針等)
7 月 24 日 (火)	第 2 回策定委員会 (地域福祉活動計画と発展強化計画の位置付け、アンケート 結果、重点実施事業、計画構成案等)
3 月 28 日 (木)	第 3 回策定委員会 (計画書素案について)
令和元年 5 月 31 日 (金)	計画書素案会長答申
随 時	久常 良委員長(アドバイザー)と事務局とで打合せ

## 全国社会福祉協議会の主な参考指針等・本社協の計画

### (1) 全国社会福祉協議会の指針等

年 月	名 称
平成 4 年 4 月	「新・社会福祉協議会基本要項」(全社協)
平成 15 年 月	「市町村社協経営指針」(全社協)
平成 17 年 3 月	「市町村社協経営指針・改定版」(全社協)
平成 17 年 9 月	「市区町村社協発展・強化計画策定の手引き」(全社協・地域福祉推進委員会)
平成 22 年 月	「全社協福祉ビジョン 2011」(全社協・政策委員会)
平成 24 年 10 月	「社協・生活支援活動強化方針」(全社協・地域福祉推進委員会)
平成 27 年 3 月	「全社協福祉ビジョン 2011」第 2 次行動方針 (全社協・政策委員会)
平成 27 年 8 月	「市区町村社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター 強化方針 2015」(全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター)
平成 29 年 6 月	「社協・生活支援活動強化方針」～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第 2 次アクションプラン～ (全社協・地域福祉推進委員会)

### (2) 鯖江市社会福祉協議会の計画

年 月	名 称
平成 9 年 12 月	第 1 次鯖江市地域福祉活動計画 (計画期間：平成 9～13 年度)
平成 20 年 3 月	第 2 次鯖江市地域福祉活動計画 (計画期間：平成 20～24 年度)
平成 26 年 3 月	第 3 次鯖江市地域福祉活動計画 (計画期間：平成 26～30 年度)

## 職員数の推移（年度末現在）

（単位：人）

	正規職員	嘱託職員	パートタイム職員	登録ヘルパー	計
平成 17 年度	38	3	26		67
平成 18 年度	37	3	28		68
平成 19 年度	36	16	15		67
平成 20 年度	34	17	19		69
平成 21 年度	33	17	20		70
平成 22 年度	35	20	18		73
平成 23 年度	33	23	20		76
平成 24 年度	64	5	9	12	90
平成 25 年度	71	5	7	11	94
平成 26 年度	67	3	8	9	87
平成 27 年度	63	5	8	9	85
平成 28 年度	60	2	9	5	76
平成 29 年度	60	2	9	5	76

## 貸借対照表の推移

(単位：円)

	資産の部		負債の部		純資産の部
	流動資産	固定資産	流動負債	固定負債	
平成 13 年度	81,948,128	196,896,596	17,931,272	38,166,200	222,747,252
平成 14 年度	116,623,044	194,566,877	20,444,011	39,481,210	251,264,700
平成 15 年度	137,186,822	313,055,469	137,030,365	45,011,630	268,200,296
平成 16 年度	48,726,642	278,768,878	33,099,000	45,870,930	248,525,590
平成 17 年度	46,772,448	272,525,558	32,247,747	54,438,470	232,611,789
平成 18 年度	60,882,092	255,484,550	36,305,858	54,928,810	225,131,974
平成 19 年度	65,331,297	243,181,423	35,118,045	56,988,475	216,406,200
平成 20 年度	76,986,372	228,301,784	36,299,552	56,163,945	212,824,659
平成 21 年度	85,746,511	223,593,531	38,662,416	50,257,955	220,419,671
平成 22 年度	100,466,549	226,227,352	33,287,191	49,553,810	243,852,900
平成 23 年度	110,425,028	220,806,964	35,858,317	53,830,565	241,543,110
平成 24 年度	99,623,012	235,344,793	35,034,416	60,687,650	239,245,739
平成 25 年度	64,030,021	182,726,096	37,992,169	73,678,600	135,085,348
平成 26 年度	57,164,634	174,716,638	24,637,311	40,444,919	166,799,042
平成 27 年度	59,430,566	165,083,061	30,358,898	39,468,077	154,686,652
平成 28 年度	52,575,687	158,876,801	25,652,831	45,196,157	140,603,500
平成 29 年度	59,091,704	152,715,729	36,091,373	46,985,848	128,730,212

### 第3次地域福祉計画アンケート一般市民の意見

資料5

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)
1. 地域福祉の人づくり	つながりのある地域づくり	地域住民の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域団体の会員の高齢化と減少が大きな問題となっている。また、役員のなり手が無い。</li> <li>・地域に住む人同士のつながりが薄くなり世代間での交流が少ない。</li> <li>・老人と若者が協働できるまちづくりを推進してほしい。</li> <li>・子供たちが地域のお年寄りの方たちと触れ合うことによって、助け合いが生まれている。</li> <li>・核家族化が進んで、高齢者と幼い子供達とのふれあいの場が少なくなってきたので、一緒に遊んだり話したり、どのような高齢者や幼児が近所に住んでいるのかを知っておくためにも、そのような場を設けて欲しい。</li> <li>・近所や地域でのつながりを作るには、意識的に関わろうとすることが必要だと思う。</li> <li>・人と人が頑張らなくても付き合えるそんな空気の場所が重要。</li> <li>・人口も減り、子どもは少なく、高齢者が増えるが、気軽に皆が集まる場所があれば町内も活性化できる。</li> </ul>	
		地域団体の活性化		
	福祉意識の高揚	学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50代半ばから、心に余裕を持って地域福祉に関心を持てるように、遊びの中から続けてもらえる機会等があると良い。</li> <li>・若い人たちに福祉への関心を深く持ってもらえるといい。</li> <li>・住民の意識改革が、いろいろな視点から進められると良いと思う。</li> <li>・他人が困っていても知らない顔をしているようでは福祉のまちづくりが充実されるはずがない。</li> <li>・若いうちから地域福祉に興味、関心を持たせるため、幼児期からの教育が重要で、学校での情報発信をもっとすべきだと思う。</li> </ul>	福祉教育の継続 福祉情報の提供
		生涯学習と広報啓発の充実		
	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアは、人それぞれの考え方、体験、育ち方、家庭環境で違ってくる。60歳過ぎて定年になった人が、何らかのボランティアができる様、地域ぐるみで取り組むと良い。</li> <li>・福祉のまちづくりを仕事としてNPOに期待したい。</li> <li>・手助けしてくれるボランティア的な方が近所にいてくれたら、災害時にももっと協力でき、子供たちにも福祉の心が芽生えると思う。</li> </ul>	ボランティア情報の発信
		福祉ボランティアとNPO、災害ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何か人の助けになるような事をしたいと思うが、実際何も解からない。ボランティア募集とかがあれば出来ることなら協力したい。</li> <li>・広報などにボランティアの募集を記載しても、自ら進んで申し込む人は少ないと思う。</li> </ul>	
多様な地域福祉の担い手づくり	当事者団体の積極的社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に対する人材育成。各町内にリーダー格をつくる。</li> <li>・地域社会の取り組みに参加するため、企業も考えるべき。</li> </ul>	各種ボランティア養成講座の継続	
	企業、学校、その他多様な主体の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支え合いや福祉サービスに協力していけるよう人材の育成にも努めてほしい。</li> </ul>		

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)
2. 情報提供・相談体制の充実と問題発見の仕組みづくり	情報提供の充実	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親が抱える問題は育児のことだけでなく、仕事、介護、地域社会のことなど複雑に絡み合っている。多方面の機関と連携を取ることが必要。</li> <li>・情報過多といえる現在、より正しい情報を選択する力を養う手立てや、それをサポートする人間関係づくりをすることが大切になっている。</li> <li>・アパートに住んでいて町内のことすらわからない。情報を得る機会がない。</li> <li>・市役所へ行って聞かなければわからない情報だらけで、市民の多数はわかっていない。興味のない人にもわかるような活動や広報をしてほしい。</li> <li>・ご近所福祉ネットワーク、民生委員・児童委員、等々、対象者は異なると思うが、よくわからない。</li> <li>・具体的に分かりやすく、いろんな情報を発信して、いざとなってからでも慌てないでいいようにすると良いと思う。</li> <li>・自分が支援を受ける立場になった時、何処でどのような支援が受けられるのか、まず情報を知りたい。</li> <li>・分かりにくい言葉で書いてあっては、利用すると言われていたようにも思える。</li> </ul>	情報提供の充実
	相談体制の充実	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢消費者被害が増加し、深刻化している。情報の提供とともに、わかりやすい相談窓口での対応をお願いしたい。</li> <li>・心の病気で一人暮らしなので、不安なことが多くストレスがたまる。話しやすい環境をまず整えてほしい。</li> <li>・障がいがあるが、諸手続きが複雑で、説明を聞いてもよくわからない。</li> <li>・身近な地域で雑談が出来る場所が欲しい。</li> <li>・福祉、保健の支援を受ける手前の人に対する施策が必要だと思う。</li> </ul>	
	地域の問題発見体制の整備	地域の点検および問題発見体制の整備  虐待等の発見および専門機関への通報等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者が孤独死などしないように近所の人や行政で気を付けてほしい。</li> <li>・助けを求めるだけでなく、日ごろから困っている人を助けようという気持ちが大切で、元気な高齢者の力をうまく活用できるシステムがあるといいと思う。</li> <li>・支援が必要な人の情報は地域で共有して必要な時に手助けできるとよい。</li> <li>・民生委員・児童委員への負担が増えているので、区長さんなどを含めた支え合いの仕組みづくりが必要。</li> <li>・仕事をしているとご近所の人あまりわからず、地域住民の交流は必要なことだと思う。ただ、どのような方法かという点難しい。</li> <li>・働く世代は地域のことまで手が回らないのが現状。退職後の元気な高齢者に活躍して欲しい。</li> <li>・細かな所まで世話をしたり、介入したりすべきではないと思う。大きな所をきちんとしてくれれば、個人は自己の責任で己の人生を全うする。個人ではどうにもならない部分をお願いしたい。</li> <li>・福祉のまちづくりは、善意、無償のボランティアだけでは行き詰まると思う。報酬ではなく、ポイント制、利用券等を導入してはどうか。</li> </ul>	ご近所福祉ネットワークの推進  地域の見守りは高齢者の活躍  有償ボランティアの育成

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)	
3. 地域で支える仕組みづくりと施策の充実	地域福祉を促進する拠点と仕組みづくり	地域福祉の課題把握と対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人会とサロンの両立が難しい。会員がサロンに流れてしまう。</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築を実現するために、老人クラブも協力したい。地域包括ケアを進めるために地域の人に理解してもらい地域で支え合うことが重要。</li> <li>・障がい者の引きこもりの老人をサロンに誘いたい。</li> <li>・家庭で子育てをサポートする祖父母への支援も必要。</li> </ul>		
		寄付文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突発的な問題が起きて本当に困っているときの支援として「一時あずかり」をしてもらえる場が身近なところが必要である。</li> <li>・福井県は共働きが多いので、子どもにそそぐ時間が足りない。子育て支援に力を注ぐべきである。</li> <li>・女性の社会進出が叫ばれている割には、子育て支援に対する人的投入、資金投入が極めて低い。</li> <li>・児童館など、子供が一人で留守番をしなくても良い施設が多くあると、共働きの家庭は安心して働くことが出来、子供も友達等からいろいろ学び、豊かな地域社会に繋がっていくと思う。</li> </ul>		
		自殺者対策の推進			
		自立支援の充実			
		健康寿命ふれあいサロンの充実			
		介護予防・日常生活支援			
		子育て支援の充実			
		結婚活動の支援			
	地域で支えるネットワークづくりから地域包括ケアシステムの構築へ	地区社会福祉協議会の地域福祉活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域社会における子育て機能が昔に比べ弱くなっている。</li> <li>・地域のみinnで子育てを支援していこうとする取り組みと、個人情報を守ることのバランスのとり方が難しい。</li> <li>・プライバシーへの問題もあるが、きめ細かな住民相互の助け合いと行政からの指導が必要と思う。独居老人等への細かな観察や配慮が不十分に思われる。</li> </ul>		町内におけるご近所福祉ネットワーク活動の推進
		地域における支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の一人暮らしが多いので、民生委員・児童委員の数が増えるといい。</li> <li>・町内において、福祉と安全の部会に分けて組織づくりをし、高齢者の一人または二人暮らしの世帯が一目でわかるマップを作成し把握する。それを基本に、地区や行政と連携を密にし、必要に応じて声かけを継続していく。</li> <li>・元気な高齢者の力をうまく活用できるシステムがあるといいと思う。</li> <li>・地域のイベントや地区の役割などに、半ば強制的にでも参加することで、地域のつながりができて万が一の時によいネットワークが発揮できる。</li> <li>・福祉は家族や地域での人と人の絆づくりからだと思う。</li> </ul>		地区における地区社協の活性化
関係機関・団体の連携強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て、介護など家族の協力は絶対必要だが、町内や近所のつながりもとても重要だと思う。</li> <li>・住民が支えあっていくのは理想だが、自分たちの生活がいっぱいではなかなか困難だ。</li> <li>・高齢者・一人暮らし世帯が増える中で、小地域での支え合いが重要。</li> <li>・近所に高齢者の一人暮らしの方がいて、もしもの時に連絡先もわからず心配。</li> <li>・今後の少子高齢化時代を支えるために、隣近所のつながりや60歳前後世代の協力は必要だと思う。ハードルを低くして負担のないようにしてほしい。</li> </ul>			

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)
4. 権利擁護と安全なまちづくり	人権尊重と福祉サービスの質の確保	人権等の理解促進		
	地域福祉権利擁護の推進	地域福祉権利擁護の推進		
	災害時の支援体制の充実	避難行動支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者は災害時取り残されてしまうのではないかと心配。</li> <li>・50・60歳代の人は地域の高齢者や独り暮らしの人がどこにいるかなどの把握をしているかもしれないが、若い世代は、子どものつながりしかわかっていない。災害時等の時に力を発揮するために日頃からの把握が必要。</li> <li>・近所に高齢者の住宅もあり、道路の除雪をはやくしてほしい。</li> <li>・一人暮らしの人の緊急対策で、近くの施設や病院等にボタン1つで救急を知らせたり、通報出来たりするラインを作ると老後が安心だと思う。</li> <li>・避難行動要支援者登録制度の登録申請を民生委員・児童委員が手続きするのでは無理があり、一番身近な町内の人が行うべきだと思う。一町内一人選出の民生委員・児童委員ではないので、高齢者も信用して登録に協力しないと思う。</li> <li>・いつ起こるか分からない災害に対して、昼夜それぞれの訓練を行い、町内で災害発生時避難支援組織を確立すべきだと思う。</li> <li>・避難行動要支援者登録も一度すれば終わりではなく、状況が変わるので常に更新も必要だと思う。</li> </ul>	<p>福祉避難所の運営</p> <p>災害時避難行動支援は、民生委員から町内ぐるみの対応へ</p> <p>災害時避難行動支援要支援者登録は、状況に応じ更新するなど運用の見直しが必要</p>

策定委員・地域支え合い推進員・地域包括サブセンターアンケート結果

資料6

項目	意見等	施策・事業(案)
1 地域のつながり	おそらくご近所や隣通しの会話が、以前に比べかなり減ってきているはずである。会話が出来れば安否確認や情報が入り易く、自由におしゃべりや活動できる場が少なくなっている。	(地域のつながりづくりの参考事項)
2 地域のつながり	町内公民館をフリーに解放できるような状態にできれば、少しでもコミュニケーションの場を確保できると思う。	
3 支え合いの仕組み	人の世話になる人も人の世話をする関係性があるとよい。お互い世代間を越え助け合うシステムがあるとよい。	(支え合いの仕組みづくりの参考事項)
4 支え合いの仕組み	元気のよい60代70代80代の方々が生きがいを持って活動できる仕組みを作れるとよい。	
5 支え合いの仕組み	子供の世話をしたり子供に助けってもらったり、障がい者のお手伝いをしたり、障がいのある方と一緒に行動したりするイベントやシステムがあるとよい。	
6 支え合いの仕組み	高齢者福祉などで言えば、町内・老人会・民生児童委員・サロンなど、たくさんの組織があり、活動されているので、うまく連携していけないものかと思えます。	
7 支え合いの仕組み	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯はつかめていても息子と二人暮らしという高齢者はご近所付き合いも少なく現状を把握しにくい。そのうえ、定年後も働く人が多く連絡もつきにくい。	
8 支え合いの仕組み	助け合いを考える上で、関係団体だけの検討ではなく、個人の意思で参画していただける方を募集し、共に検討していける場を設ける。	
9 ご近所福祉ネットワーク	サロン巡回の時を利用して「ご近所福祉ネットワーク」の勉強会を開かれると良いと思う。	ご近所福祉ネットワークの推進
10 ご近所福祉ネットワーク	地区社協で「ご近所福祉ネットワーク」の勉強会を行う。	
11 ご近所福祉ネットワーク	今年度は市社協から各町内福祉部会開催への働きかけがあり良かったと思う。具体的に何をすれば良いのかは今後の課題として、とりあえず動き出すきっかけ作りになったと思う。	
12 ご近所福祉ネットワーク	社会福祉の活動に関心が低く、これからの情勢に対する危機感がなく、もし、車が運転できなくなったら、家族が徘徊するようになったら、近所にそのようなひとがいたらどう見守っていくか、働き盛りの人達の関心が薄い。区長を中心に社会福祉会議の開催を進めているが、区長によっては、進め方、問題の提示提案などどうすればいいのかわかっている方もいられると思う。 団体は、任期が1年と短く、団体の行事予定もあり福祉会議をしても関心が少ない。	
13 ご近所福祉ネットワーク	大雪の記憶が無くならないうちに、各町内に助け合い・支え合いのシステム作りを働きかけるとスムーズに立ち上がるのではないかなと思う。	
14 ご近所福祉ネットワーク	あれだけ大変な事だった今年の豪雪も、雪が消えたらすべて忘れてしまうように「のど元過ぎれば熱さ忘れる」と、いうのが人間だと思います。記憶から消えないように防災のことも地域から固めていきたいと思います。	
15 ご近所福祉ネットワーク	町内で、福祉に特化した人をたて福祉専任者の任期を長めに設定して活動してもらおう。	
16 ご近所福祉ネットワーク	助け合い・支え合っている良い事例を、鯖江市として情宣する。鯖江市の月1回の広報誌に掲載。丹南ケーブルテレビで報道するなど。	
17 ご近所福祉ネットワーク	1回/年のビッグイベント実施。 『人がつながり、いつまでも元気に生活、認知症にもならない』をキャッチフレーズにして、響陽会館で多くのブースでイベントし、人を特に高齢者を集める。	
18 ご近所福祉ネットワーク	鯖江市の154町内、その個々の町内において、福祉部会(民生委員・福祉委員・老人会会長・愛育会会長・区長・防災委員長・地域支え合い推進員)の話し合いが進むようにするため、機会を見つけたい場合等で情宣活動をする。	

19	地区社協	民生委員児童委員が地区社協の活動の中心で他の会員は大きな行事のサポーターのように感じた。	市社協と地区社協の連携のあり方
20	地区社協	地区社協と市社協の関係性がよくわからない(事業計画へのアドバイスなどはあるのか)	
21	地区社協	市社協が地区社協の上部団体としての役割を果たしていません。それで地区社協の実態がばらばらのままです。	
22	地区社協	鯖江市でも今、地区社協の活動の見直しを図り、どうすれば高齢者の生活支援のボランティアを組織化することができるのかを追及しているところです。市社協との連携強化が必要になってくると思います。	
23	地区社協	鯖江市では長寿福祉課がありますが、市社協から地区社協へ連絡・命令系統との位置づけがあると思われるのが一般的だと思うので、もっと活動を大きくしてもいいのではないかと思います。	
24	地区社協	市社協が、年何度か出向いて地区社協を指導・支援して欲しい。	
25	地区社協	A地区社協の集まりは年1回の総会だけなので、社協の事業の計画・準備・運営は民・児委員会中心に行っている。小回りが利いて動きやすいのでこのままでよいと思うところもあるが、メンバーに他の福祉団体代表がせっかくそろっているので、市の指導を受けると益々地区社協活動の発展につながると思う。	
26	地区社協	市社協と地区社協との連携が非常に少ない。特に個々の活動において、各地区独自で進めるだけで、他地区や他市町村の取り組み情報が入らないため、次回に活かす事が出来ていない。	
27	地区社協	地区社協ごとの特色はあつてしかるべきと思うが、活動の仕方にかなり差がある。市社協として地区社協のレベルアップにもう少し協力できないか。市全域で一定のレベルに統一が出来ないか。	
28	地区社協	市社協と地区社協の一体感が乏しく(上記の目標設定がない事が要因か)、市社協の指導力を強化する。	
29	地区社協	交流の場をつくり他地区の活動状況などの情報提供をして活動の参考にしてもらう。	地区社協情報交換
30	地区社協	地域福祉活動は鯖江市10地区でバラツキあり。	
31	地区ボランティア	地区では、行事があれば各種団体の協力が強みで、さらに人手が足りない時には当地区ではちょこボラの協力があること。	地区ボランティア機能
32	地区ボランティア機能事例	滋賀県の地域福祉ボランティア活動(電話で困りごとに対する依頼を受けて3地区で実行グループを作って対応 送迎、ゴミ捨て、簡単な家電取り付け修理 子守りなど)では市社協が全面バックアップをされていてとても頼りにされていました。実際に受注した内容についてどう対応するか、金銭面でのバックアップ、例会をもって細かくとりきめをするなど。	
33	地域支援全般	市社協から地区への指導(ご近所ネットワークの作り方、サロンの運営・存続問題等)に、年3・4回来ていただきたい。	社協の組織強化
34	社協の信頼	高齢者、障がい者、ボランティア等なんでも困ったことがあったら、社協に相談すれば解決まではいかなくても、相談窓口を教えてもらえる等の対応ができていくといいのではないかと思います。	
35	その他苦情	市社協の各種活動の連携が取れていない。高齢者や障がい者など緊密に連携する段階などに支障を感じる。地域包括ケアを推進していくうえで、社協内部の横のつながり連携を強めてほしい。	
36	社協のあり方	事業計画は策定されているが、年度ごとの活動計画と目標が明確でないと思われる。	
37	組織体制	社協さんにはいつもお世話になり感謝しておりますが、職員さんの異動が多いと思います。やっとお顔と名前を覚えていたらいなくなっているのが、戸惑います。	

38	情報発信	広報の社協だよりに載っているかもしれませんが、自分に関係のある所しか見ないか、若い方だと広報を読んでいない方も多いと思います。もっと広くアピールできるといいなと思いました。	
39	情報発信	多方面にわたった事業をされていますが、一般の人の周知度が低いように思える。(地区社協で事業内容の説明の機会を持つ)	
40	情報発信	情報の発信について・・・貴重なイベントや研修会をひらいているようなので、もっと情報を発信するような機会をつくる必要があるかと思う。	
41	情報発信	社協が何をしているかわからないし、優れているところも問題点もわからない。	
42	情報発信	広範囲な活動を市民の方に知って頂き、参加して頂き、市民の方々の手で広めていって頂きたいと思います。	社協の情報発信強化
43	情報発信	事業内容等をわかり易く一覧にしたものを配布してほしい。	
44	情報発信	市民は福祉業務について市と市社協の役割分担が分からない。福祉サービスの内容を含め、市民に分かるように広報すべきと思われる。	
45	情報発信	ホームページの更新がない。	
46	情報発信	広報という分野に力を入れ、多くの人達に理解・協力を得ることができる対策を考える必要がある。せっかくいろいろな活動が実施されているのに十分知られていない。	
47	啓発	各世代、各種団体(老人クラブ、民生・福祉委員を除く)に対して地域で支え合う必要がある事を啓蒙、啓発していかなければ機運は高まらないと思う。地域の構成員である各世代にも社協や市が連携をはかり、啓蒙活動を行っていく必要があると思う。まだまだ啓発活動が足りないと思う。	支え合いの啓発
48	福祉委員	福祉委員が各地区社協での活動において、連絡会を組織して有意義な活動ができるよう、市社協が各地区社協への働きかけが必要に思う 鯖江地区は29年度に組織化され、活動費の支給もあり、福祉員活動と他団体と協力のもと活発である。	福祉委員の役割の明確化
49	福祉委員	福祉委員の助成金を増やしてはどうか。準備、後片付けとご近所の見守りと仕事がだんだん増えてきたから。	
50	福祉委員	福祉委員は”サロンのお手伝い”のみという意識が10年たった今でも強いように思える。福祉委員の地域における役割などを共通理解できるように研修を実施する。	
51	新たな課題への対応	今後は社協に、より専門性のある業務が期待されると思うので、生活困窮者自立支援や成年後見サポートセンター等の中心的関わりを担っていただけるとよいのではないかと考えています。	社協の新たな課題への対応
52	成年後見制度	一般の方も最近は「成年後見制度」についてとても強い関心があります。「社協に電話すれば、よく理解できた」というくらいの窓口を設けてもらい、専門家に担当してほしい。	
53	生活困難者	近年の生活困難者を考えると、児童や幼児に対する福祉対策を強化すべきと思われる。 A. 食事が当たらない児童等に対する「子ども食堂」 B. 夏休み等、休日における学童保育 C. 緊急時における幼児保育	
54	日常生活自立支援事業	身寄りがなく後見人のあてもない人の成年後見制度を使うまでの期間、日常生活支援員さんを頼みたいと思っても、なかなか実現せず、ケアマネがやらざるを得ずにやっつけてしまっているというケースを聞きます。 地域包括、自立促進センター、ケアマネなどが連携し、スムーズに事が運ぶようにしていけたらと思っています。今後、このようなケースが増えてくると思いますが、心配です。	日常生活自立支援事業の強化
55	日常生活自立支援事業	認知症とまではいかないが、グレーゾーンでお金の管理ができない人について、日常生活支援員さんをお願いしたが、なかなかつながらっていない。	

56	ささえ愛サービス	「ささえ愛サービス券」でヘルパーさんをお願いしたいが、人手不足で難しいと断られお願いできていない。	(ミスマッチがたまに起きる)
57	他市の事例	福井市清水地区のようにスポーツセンターがある市民の高齢者は割引、無料券を配ってもらえるなどいいシステムだなと感じます。健康スポーツセンターは平日高齢者の利用が多く、活気があってとてもよい取り組みだと思います。介護予防に大きな成果がありそうです。	
58	ボランティア	ボランティアをしたい人も気軽に参加できる場づくりができればいいなと思っています。強制感がないようにできる仕組みづくりは難しいですが、一緒にやっていけたらと思っています。ご教授よろしくお願いいたします。	地区レベルのボランティアセンター
59	ボランティア	傾聴ボランティアではなく、話しをしてくれるボランティアさんがいないか問い合わせたところ、なかなかないとのことでした。	
60	ボランティア	踊りなどを披露するボランティアさんはいるそうですが、犬の散歩や家に入ってもらおうボランティアさんの登録は難しいのでしょうか。	ボランティアの充実
61	ボランティア	チョイボランティアの集まりがいくつもできるとよい。	
62	災害ボランティアセンター	劣っているということではないが、災害が発生したときに備え、ボランティアセンターの運営の訓練(今年3月にありましたが)や広報活動等の充実が必要。	災害ボランティアの充実
63	福祉学習	子どものころから助け合い・支え合いの事を学ぶ機会があると、子どもの様子を見た大人が見習うと思う。	
64	福祉の地域づくり事業	子どもへの福祉学習支援において、開催趣旨、日時、場所などの周知PRを図り、利用者促進につなげてほしい。	福祉教育の継続
65	集いの場	いろいろな方が集えるカフェのような場があるとよい。サービス事業所で認知症カフェ・障がい者の集いカフェなどに学生・ボランティアも参加盛り上げやお手伝いをする。	
66	集いの場づくり	和気あいあいと交流できる行事があるとよい(できれば、土・日曜日に)	
67	集いの場づくり	今まで社協の活動に尽力されてきた80代・90代の元気な人も、役割をもってもらうため、意見を言ってもらおう場所作りや組織ができればいいと思う。	集いの場づくり
68	他市の事例	芦原の「細呂木カフェ」は、JR駅・バス停・無料パーキング・公民館・図書館等、通いやすい設備が整っている。会議室等使用料は一人200円でコーヒー等飲み放題。カフェのほかにハンドエステ、地域の人の手芸品・野菜・果物等の販売もしていた。利用者は収入もあり楽しみもありで見習うところ大である。	
69	病弱な高齢者への対応	敬老会のことだが、去年は台風の影響で記念品のお菓子を対象者全員に配った。普段会えず自宅にこもりがちの方に会うことができてよかった。敬老会もサロンも元気な方用という感じがする。	病弱な高齢者への対応
70	たくみ会	たくみ会があるのはいいなと思います。	発達障がい等の支援の充実
71	市と社協の役割	市の委託事業について、市と社協の役割や責任分担が不明確で、納期や効果の確認が不透明である。	
72	コミュニティバス	外出支援サービスの充実、工夫。 透析患者にとっては、コミバス改正が通院と帰宅のサイクルにあわなくなって、不便さ(悪くなっている)と感じている方もいる。	(行政)
73	コミュニティバス	鯖江のコミュニティバスは利用者が少ない。本数が少なすぎる(一日2本など)通学用に使うのは無理があるので、町内ごとにループする小さいバン、病院、駅、スーパーをまわる車でもあったら十分ではないでしょうか?	(行政)
74	見直すべき事業	現状維持でサービスの向上を図ること。	

75	見直すべき事業	「福祉ふれあいフェア(社会福祉大会)」と「ボランティアまつり」の合体	
76	見直すべき事業	共同募金の「公募助成事業」の見直し	
77	見直すべき事業	福祉施設の見学ですが、昨年だけでなく、いつも少ないのでしょうか？ 私は10年ぐらい前に参加したのですが、とてもいい経験でした。でも、実際自分に関係が無ければ、興味の無いツアーだと思います。障がいを持つお子さんの保護者の見学ツアーにしてはどうでしょうか？	
78	見直すべき事業	介護支援サポーターポイント事業は金銭が発生することなので、サポーターボランティアでいいのではないかと。その分を福祉委員に活動費という形で支給できると、意識も高まるのでは。	
79	社協の行事の開催日	行事が平日の午前中に集中しているため、仕事をもっている人は参加できない。土・日曜日にするとよい。 市の行事と重なることが多く、参加者は分かれ、参加人数が少なくなりがちである。市全体を対象にする場合は、市と連絡調整をして重ならないようにしてほしい。	
80	移送サービス	外出支援サービスのマッチングの時点(電話相談)で断られるようなことが無いよう、支援のあり方、相談のうけ方、支援の方法や検討等を民間団体へも指導したり、研修や連携、事例の共有等してはどうか。	(行政)
81	心配ごと相談	民生委員が担当している心配ごと相談の件。 相談に来られる方は、結果を求めているので、専門職の関わりが必要に思います。私達は話を聞いて、専門機関へつなげるようにしておりますが。	(民児協)
82	ふれあいサロン	サロンの講師を多面的にお願いできるように。	サロンに関する要望
83	ふれあいサロン	サロンの補助金は一律ではなく、サロンの参加登録人数にスライドして金額を決めてはどうか。それによって補助金が減額することができたらよいのでは。	(行政)
84	ふれあいサロン	サロンの運営について ① 年24回開催サロンに対する助成金が増え、とても助かっている。 今年からは外部の講師を招く回数を増やすことができ、リーダーの負担軽減につながっている。 ② 報告書類作成に負担を感じているところもある。高齢者のリーダーはなおさらである。もう少し簡素化できないか。	(行政)
85	ふれあいサロン	市社協福祉委員設置要綱に多くの活動内容が書かれているが区長からは「サロンをちょっと手伝ってもらえればいいのでは」と言われて仕方なしになっている方もいる。多くの活動を背負わされても、ちょっと気の毒な気もする。サロン時や日頃気付いたことを民生委員に連絡する程度で良いのではないかと考えていますが、サロンの買い物等にも結構ガソリンを使っているのに、サロンの助成金の中からガソリン代を出すことはできないか。	(行政)
86	認知症	子育てに関する事業は、以前に比べ回数も内容も充実されてきている。しかし、高齢者が急増する中で、それに係る諸々の問題を解決すべき団体や連携を充実していかなければいけない。 現在、特に問題視されている認知症患者への対応や免許返納者に対する外出手段の手助けをする方法を、早期に模索・実施する必要がある。	(行政)
87	認知症	現在、特に問題視されている認知症患者への対応や免許返納者に対する外出手段の手助けをする方法を、早期に模索・実施する必要がある。	(行政)

【鯖江市・鯖江市社協の強み・弱み】

項目	意見等	
1 鯖江市の強み	認知症などのサポーター制度を取り入れているところは優れていると思う。	
2 鯖江市の強み	自主的なボランティア団体が多くある方だと思う。まちづくり委員会活動が活発。	
3 鯖江市の強み	民生委員・消防団・ボランティア団体などがきめ細かい活動をしているところは優れていると感じます。 認知症などのサポーター制度を取り入れているところは優れていると思う。	
4 鯖江市の強み	他市町村サービスを知らないので比較が出来ないが、各公民館に支え合い推進員が配置されていたり、民生委員や福祉委員やサロンリーダーが、積極的に取り組んで下さっているように感じます。	
5 鯖江市の強み	介護予防サポーターや各種いきがいサークルの方々や活動の場があり生きがいを持って他の方の力になることを喜びとする体制を作っている。	
6 鯖江市の強み	高齢者の学びの場として後年大学・学びパス・自分の趣味の披露等の機会がある。	
7 鯖江市の強み	ご近所福祉ネットワークの整備を通して、つながりを再構築しようとしている。	
8 鯖江市の強み	介護サポーター養成講座や体操教室を指導できる人材がいる。	
9 鯖江市の強み	地域住民が楽しく学べ楽しく参加できて内容的にも充実している健康寿命ふれあいサロンが増加している。 活動の中で見守りの必要な方やひとり暮らしの方への声かけや支え合いが、町内でのネットワーク活動につながっている。	
10 鯖江市の強み	住民や民間団体の活動は、劣っていることはないと思います。	
11 当社協の強み	サロンなどの巡回をこまめに行っておられるところ。	
12 当社協の強み	デイサービスで総合事業や障がい者など柔軟に対応してもらっている。	
13 当社協の強み	介護事業を実施しているので、職員の介護に対する理解、認識も高いと思われるし、介護事業のモデルにもなれると思う。また、収支にも良い影響を与えている。	
14 当社協の強み	サロンが安心して運営できるのは、あたたかい励ましがいただけ、やりがいがある。補助金がいただけるので、豊かな運営ができる。	
15 当社協の強み	デイサービスでの知名度高く、評判が良いと思います。	
16 当社協の強み	人材育成(福祉協力校事業の推進や介護予防人材育成のための実践講座の開催、サロンリーダー研修会等)に努めていること。福祉活動の輪を広げるためにはとても重要。	
17 鯖江市の弱み	鯖江市は介護保険、高齢者福祉等々への力の入れ具合の薄さを感じます。全体的に、近隣市町村と比べても、いまだに基準緩和サービスA2型や住民主体サービスB型がないなど、かなり遅れていると感じます。	
18 鯖江市の弱み	サロン・老人会が高齢化し若い60代・70代の参加者がなかなか参加してもらえない。サロンを支える側の方々・比較的若い方々が参加し易いボランティアや活動の場を作っていく必要がある。男性の参加が少ない。	
19 鯖江市の弱み	情報番組などで越前市東部地区では有償ボランティア活動の仕組みが何年から前からできたり、池田町では、小学生が福祉の担い手になり高齢者の見回りをしたりふるさとの良い所を発信したり、いろいろな活動をされていると聞きました。今後、鯖江市の劣る所、優れている所を発見したいと思う。	
20 鯖江市の弱み	チョイボランティアが広がっていない。	
21 当社協の弱み	活動内容が具体的に知られていないように思われ、また、問い合わせやもしこみをして(ささえ愛訪問介護等)人員不足や内容から断られたという話を聞きます。	

◎ 3 月 13 日（火）までに、押印の上、古封筒に入れて直接事務局長に提出してください。

# 活力ある職場づくりに関する職員意識調査



氏名 \_\_\_\_\_ 印

職場 \_\_\_\_\_

## 1 職場内のコミュニケーションについて

(人)

①時間外における職員同士の交流はあるか	1 ある	9	2 まあまあある	11	3 どちらとも言えない	7	4 あまりない	19	5 ない	9
②職場内のチームワークは	1 よい	12	2 まあまあよい	25	3 どちらとも言えない	13	4 やや悪い	4	5 悪い	1
③職場内で問題解決する環境はあるか	1 よい	7	2 まあまあよい	24	3 どちらとも言えない	13	4 やや悪い	9	5 悪い	2
④直属の上司との関係は	1 よい	20	2 まあまあよい	23	3 どちらとも言えない	11	4 やや悪い	0	5 悪い	0
⑤同僚との関係は	1 よい	16	2 まあまあよい	28	3 どちらとも言えない	6	4 やや悪い	1	5 悪い	2
⑥他の部署との連携は	1 よい	3	2 まあまあよい	17	3 どちらとも言えない	20	4 やや悪い	13	5 悪い	2
⑦当社協内の情報の風通しは	1 よい	3	2 まあまあよい	11	3 どちらとも言えない	22	4 やや悪い	10	5 悪い	8

## 2 仕事のやりがい度

(人)

①仕事の量は	1 多い	16	2 やや多い	16	3 適量	17	4 もう少しあってもよい	1	5 少ない	0
②仕事の難しさ	1 かなり難しい	4	2 やや難しい	19	3 普通	28	4 やややさしい	0	5 かなりやさしい	0
③仕事のおもしろさ	1 非常に楽しい	8	2 やや楽しい	15	3 普通	21	4 あまり楽しくない	7	5 全く楽しくない	1
④仕事にやりがいを感じるか	1 やりがいを感じる	14	2 やややりがいを感じる	16	3 普通	18	4 あまりやりがいを感じない	3	5 全くやりがいを感じない	1

## 3 職場改善に対する職員の意見反映

(人)

①仕事のやり方や職場環境に問題点はあるか	1 ある	34	2 特になし	15						
②仕事のやり方や職場環境の改善について意見はあるか	1 ある(裏面に意見をご記入ください。)			27	2 なし	13				
③職員の意見が反映され易いか	1 反映されやすい	2	2 やや反映されやすい	5	3 普通	26	4 やや反映されにくい	12	5 反映されにくい	7
④上層部からの情報伝達は	1 十分	2	2 まあまあ十分	5	3 普通	21	4 やや不十分	17	5 不十分	9

## 4 職員の育成について

(人)

①研修・訓練の内容は	1 十分	5	2 まあまあ十分	22	3 普通	20	4 やや不十分	10	5 不十分	6
②能力開発の支援体制は十分か	1 十分	3	2 まあまあ十分	8	3 普通	22	4 やや不十分	12	5 不十分	9